

建設業者様 向け

令和の大改正に
乗り遅れるな！



わかる！ 建設業法改正

2021年4月版

行政書士佐々木秀敏事務所

CONTENTS

わかる！

建設業法改正

2021年4月版
＜2021年4月発行＞

| | |
|----|-------------------------|
| 1 | はじめに |
| 4 | 改正建設業法 2019年9月1日 |
| 6 | 改正建設業法 2020年10月1日 |
| 40 | 改正建設業法 2021年4月1日 |
| 42 | その他（2019年9月14日：欠格要件の改正） |
| 45 | その他（2020年4月1日：申請手続き簡素化） |
| 46 | おわりに |
| 48 | 巻末資料 |

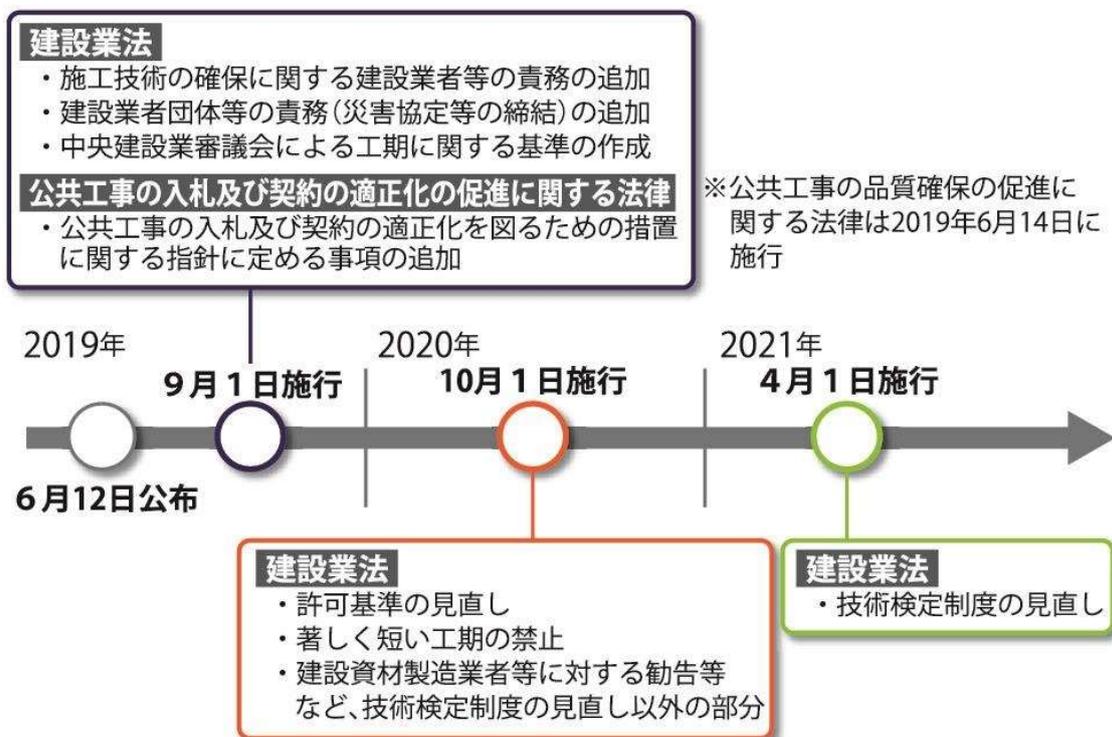


はじめに

建設業の働き方改革の促進、現場生産性向上及び災害時の緊急対応強化など、持続可能な事業環境の確保を目的に、政府より「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）の一部を改正する法律」が第198回通常国会（2019年1月28日～6月26日）に提出されました。同時に議員立法により「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（公共工物品確法）」も提出され、これらは「新・担い手三法」として全会一致で可決、成立しました。

建設業法及び入契法の一部改正法案は2019年6月5日に、品確法の一部改正法案は6月7日にそれぞれ可決・成立し6月12日に公布、公共工物品確法については6月14日に施行されています。

そして建設業法改正の施行期日を定める政令は2019年8月30日に公布され、公布の日から2年以内に3段階（2019年9月1日、2020年10月1日、2021年4月1日）で施行されます。



出典：日刊建設工業新聞 2019年8月28日 [1面]：転載許可 2020年3月30日



- ① 施行期日：2019年9月1日（施行済）
 - 建設工事従事者の知識及び技術又は技能の向上（建設業法第25条の27）
 - 建設業者団体等の責務（建設業法第27条の40）
 - 工期に関する基準の作成（建設業法第34条第2項）
 - 適正化指針に定める記載事項の追加（入契法第17条第2項）

- ② 施行期日：2020年10月1日（施行済）
 - 建設業許可基準の見直し（建設業法第7条）
 - 許可を受けた建設業の地位の承継（建設業法第17条の2）
 - 許可を受けた建設業の地位の相続（建設業法第17条の3）
 - 請負契約における書面の記載事項の追加（工事を施工しない日又は時間帯の定め）（建設業法第19条）
 - 著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）
 - 発注者に対する勧告等（建設業法第19条の6）
 - 建設工事の見積り等（建設業法第20条）
 - 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供（建設業法第20条の2）
 - 下請代金の支払方法（建設業法第24条の3）
 - 不利益取扱いの禁止（建設業法第24条の5）
 - 監理技術者の専任義務の緩和（建設業法第26条）
 - 主任技術者の配置義務の合理化（建設業法第26条の3）
 - 標識の掲示義務の緩和（建設業法第40条）
 - 建設資材製造業者等に対する勧告及び命令等（建設業法第41条の2）

- ③ 施行期日：2021年4月1日（施行済）
 - 技術検定制度の見直し（技士補・技士）（建設業法第27条）

この中でも2020年10月1日施行の改正項目は、建設業界にとって影響が大きいものとなっています。具体的には、建設業者の事業の持続可能性の観点から、これまで個人の経験により担保していた経営の適正性を建設業者の体制により



担保することとし、建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であることと改められました。これまで一人が当該建設業の経營業務管理責任を担っていたものを、複数の者で経營業務管理責任を担います。

また、社会保険の加入が建設業許可の基準として加わりました。

本資料では、令和になってから順次施行されている建設業法の改正について、可能な限りテーマごとにまとめています。

皆様のご参考となれば幸いです。

(2021年4月 特定行政書士 佐々木秀敏)

(前) 国土交通省東北地方整備局 地域防災調整官

(参考) 国土交通省ホームページ

「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定～建設業の将来の担い手を確保するため、建設業者及び発注者に係る制度を改正～

https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000615.html

建設業の働き方改革を進めるため、改正建設業法等の改正規定の一部を9月1日より施行します～改正建設業法等の施行期日を定める政令を閣議決定～

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000639.html

新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000175.html

建設業法、入契法の改正について

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000176.html

建設業の許可

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000284.html

工期に関する基準の実施を勧告～建設工事の適正な工期の確保をするための基準が作成されました！～

https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000711.html

各種ガイドライン・マニュアル

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html

新型コロナウイルス感染症対策に関する通知

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html

技術検定制度の改正（令和3年4月1日施行）

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_000005.html



改正建設業法 2019年9月1日

令和の建設業法改正の第1弾となる2019年9月1日の施行内容は、建設工事の従事者に対して自らの知識や技術又は技能の向上に努めることを求めるもの、建設業者団体に対し災害復旧工事の円滑かつ迅速な実施が図られるよう必要な措置を講じるに努めることなどの努力規定です。そのほか、中央建設業審議会（中建審）の関係条項、入契法のうち関係する条項も同日施行されました。

① 建設工事従事者の知識及び技術又は技能の向上（建設業法第25条の27）

建設工事の従事者は、建設工事に関する自らの知識や技術又は技能の向上に努めることが求められています。これを受け、経営事項審査（経審）に「知識および技術または技能の向上に関する取り組み状況」（W10）が新設され、雇用する技術者・技能者の比率に応じた加点が2021年4月1日より行われます。

② 建設業者団体の責務（建設業法第27条の40）

建設業者団体は、災害復旧工事の円滑かつ迅速な実施が図られるよう必要な措置を講ずるよう努めることが求められます。具体には、災害時の地方公共団体等との連絡調整等が挙げられるでしょう。

③ 工期に関する基準の作成（建設業法第34条第2項）

改正労働基準法に基づき、2024年4月から建設業にも時間外労働の罰則付き上限規制の一般則が適用されるのを見据え、中央建設審議会（中建審）が建設工事の「工期に関する基準」を作成、その実施を勧告します。工期に関する基準は全6章で構成され、2020年7月31日に勧告されました。新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定についても触れられています。

④ 適正化指針に定める記載事項の追加（入契法第17条第2項）

公共工事の工期の確保、地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るための方策が、適正化指針に加えられています。

（建設業法）

| 旧 | 新（改正後） |
|------------------------------|-----------------------|
| （建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保） | （施工技術の確保に関する建設業者等の責務） |



| | |
|---|---|
| <p>第二十五条の二十七 建設業者は、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に努めなければならない。</p> <p>2 国土交通大臣は、<u>前項の建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に資するため、必要に応じ、講習及び調査の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。</u></p> | <p>第二十五条の二十七 建設業者は、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に努めなければならない。</p> <p>2 <u>建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならない。</u></p> <p>3 国土交通大臣は、<u>前二項の施工技術の確保並びに知識及び技術又は技能の向上に資するため、必要に応じ、講習及び調査の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする。</u></p> |
| | <p>(建設業者団体等の責務)</p> <p>第二十七条の四十 建設業者団体は、<u>災害が発生した場合において、当該災害を受けた地域における公共施設その他の施設の復旧工事の円滑かつ迅速な実施が図られるよう、当該復旧工事を施工する建設業者と地方公共団体その他の関係機関との連絡調整、当該復旧工事に使用する資材及び建設機械の調達に関する調整その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> |
| <p>(中央建設業審議会の設置等)</p> <p>第三十四条 (略)</p> <p>2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する<u>基準並びに予定価格</u>を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。</p> | <p>(中央建設業審議会の設置等)</p> <p>第三十四条 (略)</p> <p>2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する<u>基準、予定価格</u>を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する<u>基準並びに建設工事の工期に関する基準</u>を作成し、並びにその実施を勧告することができる。</p> |



改正建設業法 2020年10月1日

令和の建設業法改正の第2弾、2020年10月1日施行内容は、目玉である大半の条項が含まれます。経営の適正性を建設業者の体制により担保すること、技術者の配置義務の合理化、著しく短い工期の禁止や事業承継の新設などです。

建設業許可基準の見直し（建設業法第7条）

建設業許可基準が見直されました。経營業務の管理責任者としての経験年数などの記載ではなく、「経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するもの基準」として、国土交通省令（建設業法施行規則）に委任する形式となります。

これら要件を満たしていることを示す書類として、使用者の証明書や会社の組織図等の書類の提出が必要となります。そのほか、これらの要件に関し変更が生じた場合、一部を除いて変更から二週間以内にその内容について届出をしなければならないこととなっています。また、社会保険等について、届出の内容を記載した書面や届出を行ったことを示す書類の提出も必要です。

（建設業法）

| 旧 | 新（改正後） |
|--|--|
| <p>（許可の基準）</p> <p>第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>一 <u>法人で場合においてはその役員のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。</u></p> <p><u>イ 許可を受けようとする建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者とし</u></p> | <p>（許可の基準）</p> <p>第七条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>一 <u>建設業に係る経營業務の管理を適切に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合すること。</u></p> <p>二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>四（略）</p> |



| | |
|--|--|
| <p><u>ての経験を有する者</u></p> <p>ロ <u>国土交通大臣がイに掲げる者と同 等以上の能力を有するものと認定した 者</u></p> <p>二 (略) = 専任技術者</p> <p>三 (略) = 誠実性</p> <p>四 (略) = 財産的基礎</p> | |
|--|--|

(建設業法施行規則)

| 旧 | 新 (改正後) |
|---|---|
| <p>(法第六条第一項第五号の書面)</p> <p>第三条 法第六条第一項第五号の書面のうち法第七条第一号に掲げる基準を満たしていることを証する書面は、<u>別記様式第七号による証明書及び第一号又は第二号に掲げる証明書</u>その他当該事項を証するに足りる書面とする。</p> <p>一 経營業務の管理責任者としての経験を有することを証する別記様式第七号による使用者の証明書</p> <p>二 法第七条第一号ロの規定により能力を有すると認定された者であることを証する証明書</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(法第六条第一項第五号の書面)</p> <p>第三条 法第六条第一項第五号の書面のうち法第七条第一号に掲げる基準を満たしていることを証する書面は、<u>次に掲げる書面</u>その他当該事項を証するに足りる書面とする。</p> <p>一 次に掲げる基準に応じ、それぞれ次に定める書面</p> <p>イ <u>第七条第一号イに掲げる基準</u> 別記様式第七号による<u>証明書</u>及び常勤役員等（法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合においてはその者又はその支配人をいう。以下同じ。）が当該イ(1)から(3)までのいずれかに規定する経験を有することを証する別記様式第七号による<u>使用者の証明書</u></p> <p>ロ <u>第七条第一号ロに掲げる基準</u> 次に掲げる書面</p> <p>(1)別記様式第七号の二による<u>証明書</u></p> <p>(2)常勤役員等が第七条第一号ロ(1)又は(2)に規定する経験を有することを証する別記様式第七号の二による<u>使用者の証明書</u></p> |



| | |
|---|--|
| | <p>(3)第七条第一号ロ(1)又は(2)に規定する経験を有する常勤役員等を直接に補佐する者が当該ロ柱書に規定する経験を有することを証する別記様式第七号の二による<u>証明書</u></p> <p>(4)<u>組織図</u>（全社的なものを含み、かつ、(3)の常勤役員等を直接に補佐する当該ロ柱書に規定する経験を有する者の位置付けを明確にすること。）</p> <p>ハ <u>第七条第一号ハに掲げる基準</u> 当該ハの規定により同号イ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定された者であることを証する<u>証明書</u></p> <p>ニ <u>別記様式第七号の三による第七条第二号イからハマまでに規定する届書の内容を記載した書面及び当該届書を提出したことを証する書面</u></p> <p>2・3 （略）</p> |
| <p><u>第六条 削除</u></p> | <p>（提出すべき書類の部数）</p> <p><u>第六条</u> （略）</p> |
| <p>（提出すべき書類の部数）</p> <p><u>第七条</u> （略）</p> | <p>（法第七条第一号の基準）</p> <p><u>第七条</u> 法第七条第一号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 次の<u>いずれかに該当するものであること</u>。</p> <p>イ <u>常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること</u>。</p> <p>(1)<u>建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者</u></p> <p>(2)<u>建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者</u> （<u>経營業務を執行する権限の委任を</u></p> |



受けた者に限る。)として経營業務を管理した経験を有する者

(3)建設業に関し六年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者

ロ 常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であつて、かつ、財務管理の業務経験(許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあつては当該建設業を営む者における五年以上の建設業の業務経験に限る。以下このロにおいて同じ。)を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。

(1)建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有し、かつ、五年以上役員等又は役員に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。)としての経験を有する者

(2)五年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの。

二 次のいずれにも該当する者であること。

イ 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第三条第三項に規定する適用事業



| | |
|--|---|
| | <p>所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第十九条第一項の規定による届書を提出した者であること。</p> <p>ロ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六条第一項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第十三条第一項の規定による届書を提出した者であること。</p> <p>ハ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百四十一条第一項の規定による届書を提出した者であること。</p> |
| <p>(氏名の変更の届出)</p> <p>第七条の二 建設業者は、<u>法第七条第一号イ若しくはロに該当する者として証明された者又は営業所に置く同条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者として証明された者が氏名を変更したときは、二週間以内に、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</u></p> <p><u>2</u> (略)</p> | <p>(変更の届出)</p> <p>第七条の二 建設業者は、<u>営業所に置く法第七条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者として証明された者又は第七条第一号イ若しくはロ柱書に規定する経験を有する者として証明された者若しくは同号ロ(1)若しくは(2)に該当する者として証明された者が氏名を変更したときは、二週間以内に、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</u></p> <p><u>2</u> 建設業者は、<u>前条第一項第一号イ若しくはロ(1)若しくは(2)に該当する者として証明された者が常勤役員等でなくなった場合、同号ロ柱書に規定する経験を有する者として証明された者が同号ロ(1)若しくは(2)に該当する常勤役員等を直接に補</u></p> |



佐する者でなくなつた場合又は同号ハに該当しなくなつた場合において、これに代わるべき者又は経営体制があるときは、二週間以内に、その者又は経営体制について、第三条第一項第一号に掲げる書面その他当該事項を証するに足りる書面を国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

- 3 建設業者は、別記様式第七号の三の記載事項に変更を生じたときは、二週間(当該変更が従業員数のみである場合においては、毎事業年度経過後四月)以内に、別記様式第七号の三による変更後の内容を記載した書面に、当該変更の内容を証する書類を添えて(当該変更が従業員数のみである場合を除く。)、国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

4 (略)

「常勤役員等」とは、法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合にはその者又はその支配人をいい、「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。

該当する者の位置づけ(役職)などは組織図、業務分掌規程、就業規則等、議事録や人事発令書などによって確認されます。

規則第七条第一号イについては、概ね改正前の経營業務の管理責任者の要件を満たす者と考えられます。いずれの経験についても、「許可を受けようとする…」という条件がなくなり、経験した建設業の業種区分によつての経験年数を求められることはなくなりました。

・規則第七条第一号イ(1)の経験

業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験。



- ・規則第七条第一号イ（2）の経験

取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験。

- ・規則第七条第一号イ（3）の経験

経營業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者）にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験。

規則第七条第一号ロの経験については、役員等に次ぐ職制上の地位での経験や建設業以外の役員の経験も認められています、ただし一部に建設業の役員経験が含まれる必要があり、その経験は規則第七条第一号ロ（1）では、建設業の財務管理、労務管理又は業務運営のいずれかの業務経験としています。

常勤役員等を直接に補佐する者の経験は、申請事業者における経験に限られます。この「直接に補佐する」とは、常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、組織体系上及び実態上当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を行うことをいいます。組織的に経営をされている建設業者などでの活用の可能性が考えられます。

常勤役員等を直接に補佐する者が、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数の業務経験を有する者であるときは、その1人の者が当該業務経験に係る常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねることができます。

また、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数を担当する地位での経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計算することができます。

なお、常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者は、営業所専任技術者の要件を備えている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って当該技術者を兼ねることができます。



「財務管理の業務経験」とは…

建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署におけるこれらの業務経験をいいます。

「労務管理の業務経験」とは…

社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きを行う部署におけるこれらの業務経験をいいます。

「業務運営の経験」とは…

会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験をいいます。

社会保険については、従業員が4人以下の事業所であり、厚生年金への加入義務がないなど、加入が義務となっていない保険については加入していません。なお、保険に関して雇用保険についてはハローワークへ、健康保険・厚生年金保険については年金事務所へ確認する必要があります。

(社会保険等加入義務一覧)

| 事業所区分 | 常用労働者の数 | 健康保険・年金保険 | 雇用保険 |
|-------|---------|-----------|------|
| 法人 | 1人～ | ○ | ○ |
| | 役員のみ等 | ○ | — |
| 個人事業所 | 5人～ | ○ | ○ |
| | 1人～4人 | — | ○ |
| | 1人親方 | — | — |

2020年10月時点の許可業者においては、次回の許可更新時(5年後)までは経過措置が設けられています(いずれ経営事項審査の見直しがあると考えられます)。これらの経過措置については、改正建設業法の附則において定められています。

(建設業法附則)

| 旧 | 新(改正後) |
|---|--|
| | (建設業法の一部改正に伴う経過措置) 第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた建設業法第三条第一項の許可又は同条第三項の許可の更新の申請であって、この法律の施行の際許可又は許可の更新をするかどうかの処分がされていないものにつ |



いてのこれらの処分については、なお従前の例による。

- 2 この法律の施行の際現に建設業法第三条第一項の許可を受けている者又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条第一項の許可若しくは同条第三項の許可の更新を受けた者については、当該許可の有効期間の満了の日までは、引き続き第一条の規定による改正前の建設業法（次条において「旧建設業法」という。）第七条第一号に掲げる基準に適合する限り、第一条の規定による改正後の建設業法（以下「新建設業法」という。）第七条第一号に掲げる基準に適合するものとみなす。
- 3 施行日前に建設工事の請負契約が締結された場合におけるその契約の内容については、新建設業法第十九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 （略）
- 5 （略）

その他、許可基準の改正に合わせて、変更等の届出の条項でも経營業務の管理責任者の文言が改正されています。

（建設業法）

| 旧 | 新（改正後） |
|--|--|
| <p>（変更等の届出）</p> <p>第十一条</p> <p>四 許可に係る建設業者は、<u>第七条一号イ又はロに該当する者として証明された者が、法人である場合においてはその役員、個人である場合においてはその支配人でなくなつた場合若しくは同号ロに該当しなくなつた場合又は営業所に置く同条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者として証明された者が当該営業所に置かれなくなつた場合若しくは同号ハに該当しなくなつた場合において、これに代わるべき者があるときは、国土交通省令の定めるところにより、二週間以内に、その者について、第六条第一項第五号に掲げる書面を国土交通大臣又</u></p> | <p>（変更等の届出）</p> <p>第十一条</p> <p>四 許可に係る建設業者は、営業所に置く<u>第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者として証明された者として証明された者が当該営業所に置かれなくなつた場合若しくは同号ハに該当しなくなつた場合において、これに代わるべき者があるときは、国土交通省令の定めるところにより、二週間以内に、その者について、第六条第一項第五号に掲げる書面を国土交通大臣又は都道府県知事に提出</u>しなければならない。</p> |



は都道府県知事に提出しなければならない。

以上より、経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして省令で定める基準を以下の図に示します。①及び②を満たすものです。

① 建設業に係る経営業務の管理を担当する常勤の役員として、次のイ)、ロ)のいずれかの者を置くこと。

イ) 常勤役員等のうち1人（個人の場合は本人かその支配人）が次の(a1)、(a2)又は(a3)のいずれかに該当する者であること。

- (a1) 建設業（業種を問わず）に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者 役員等5年
- (a2) 建設業（業種を問わず）に関し5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務を管理した経験を有する者 執行役員等5年
- (a3) 建設業（業種を問わず）に関し6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者 経営業務補佐経験6年

ロ) 常勤役員等のうち1人（個人の場合は本人かその支配人）が次の(b1)又は(b2)のいずれかに該当し、かつ、当該常勤役員等を直接に補佐する者として(c1)～(c3)に該当する者をそれぞれ置くものであること。（※(c1)(c2)(c3)は一人で複数の経験を兼ねることが可能）

- (b1) 建設業（業種を問わず）の財務管理、労務管理又は業務運営のいずれかの業務に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員に次ぐ職制上の地位にある者としての経験を有する者
- (b2) 5年以上役員等としての（建設業以外の業種の）経験を有し、かつ、建設業（業種を問わず）に関し、2年以上役員等としての経験を有する者

+

- (c1) 許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあつては当該建設業を営む者における5年以上の財務管理の業務経験を有する者
- (c2) 同 5年以上の労務管理の経験を有する者
- (c3) 同 5年以上の運営業務の経験を有する者

② 適切な社会保険に加入していること

健康保険、厚生年金保険、雇用保険について、建設業者がその加入義務が課されている保険に加入しているものであること。

許可を受けた建設業の地位の承継（建設業法第17条の2）

これまで、建設業者が事業の譲渡、会社の合併・分割を行った場合、譲渡、合併後又は分割後の会社は、新たに建設業許可を取り直すことが必要でした。そのため、新しい許可が下りるまでの間に建設業を営むことができない空白期間がどうしても生じていました。

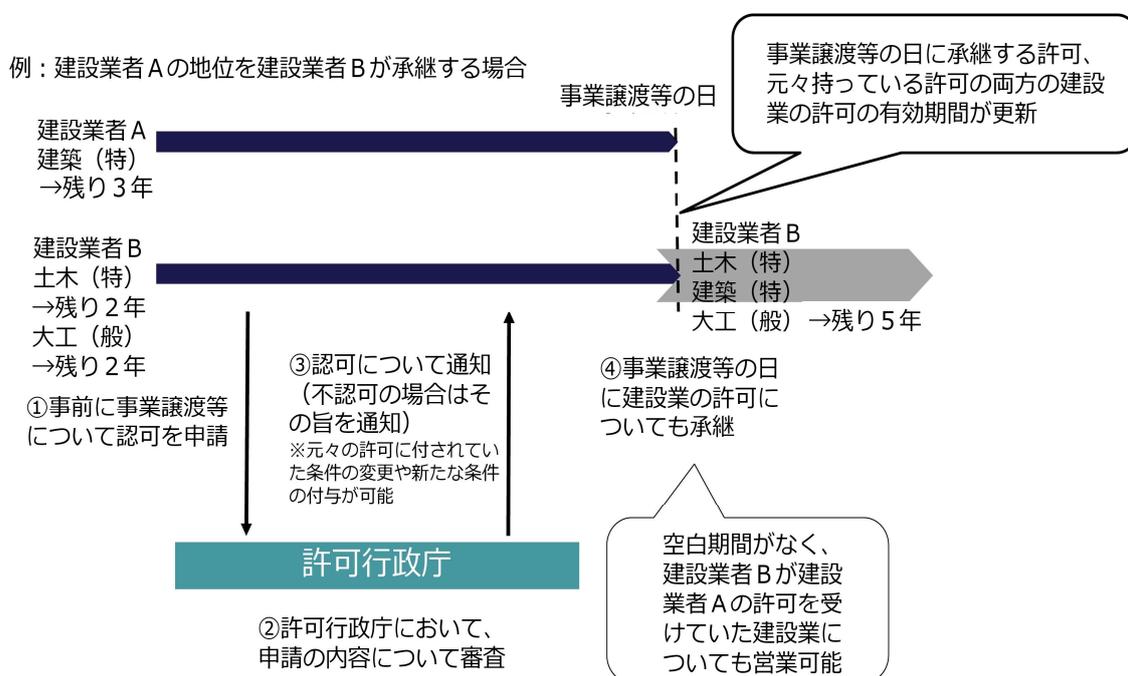


改正建設業法では、新たに建設業の譲渡及び譲受などの事業承継の規定を整備され、許可行政庁（国土交通大臣または都道府県知事）の事前の認可を受けることで、建設業許可を承継することが可能になっています。

（建設業法）

| 旧 | 新（改正後） |
|---|---|
| | <p>（譲渡及び譲受け並びに合併及び分割）</p> <p>第十七条の二 建設業者が許可に係る建設業の全部（以下単に「建設業の全部」という。）の譲渡を行う場合（当該建設業者（以下この条において「譲渡人」という。）が一般建設業の許可を受けている場合にあつては譲受人（建設業の全部を譲り受ける者をいう。以下この条において同じ。）が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る特定建設業の許可を、譲渡人が特定建設業の許可を受けている場合にあつては譲受人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている場合を除く。）において、譲渡人及び譲受人が、あらかじめ当該譲渡及び譲受けについて、国土交通省令で定めるところにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の認可を受けたときは、譲受人は、当該譲渡及び譲受けの日に、譲渡人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。</p> <p>一 譲渡人が国土交通大臣の許可を受けているとき国土交通大臣</p> <p>二 譲渡人が都道府県知事の許可を受けているとき当該都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。</p> <p>イ 譲受人が国土交通大臣の許可を受けているとき。</p> <p>ロ 譲受人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。</p> <p>2 建設業者である法人が合併により（略）</p> <p>3 建設業者である法人が分割により（略）</p> <p>4～6 （略）</p> <p>7 第一項から第三項までの規定により譲受人等が譲渡人等の建設業者としての地位を承継した場合における承継許可等（当該承継に係る建設業の許可及び当該譲受人等が受けている建設業の許可（当該承継前に自ら受けたものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）に係る許可の有効期間については、当該承継の日における承継許可等に係る許可の有効期間の残存期間にかかわらず、<u>当該承継の日の翌日から起算するものとする。</u></p> |





出典：国土交通省ホームページ（新・担い手三法について）を加工して作成
<https://www.mlit.go.jp/common/001299383.pdf>

事業承継のポイントは、譲渡関係者がすべて同一の都道府県知事許可であれば、その事前の認可認でその地位が事業譲渡等の日に承継できることです。

その他の条件は以下のとおりとなります。

許可（認可）行政庁が国土交通大臣となる場合

- ・譲渡人（被相続人を含む）が国土交通大臣の許可を受けているとき
- ・譲受人（被相続人を含む）が国土交通大臣の許可を受けているとき
- ・譲受人（相続人を含む）が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき

許可（認可）行政庁が都道府県知事となる場合

- ・譲渡人（被相続人を含む）が都道府県知事の許可を受けているとき
- ・譲受人（被相続人を含む）が国土交通大臣の許可を受けているとき
- ・譲渡人（被相続人を含む）と同一の当該都道府県知事の許可を譲受人（被相続人を含む）が受けているとき



承継制度は、「まるごと許可を引き継ぐ」ことを前提としており、譲渡人と譲受人が同一の建設業の許可で一般・特定の区分が同じであれば承継は可能ですが、以下のように同一の建設業の許可で特定と一般のように異なった場合は承継の対象外となります。

・譲渡人が一般建設業の許可を受けている場合

当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類建設業に係る特定建設業の許可を譲受人が受けている

<譲渡人の許可>

土木（特定）、鉄筋（一般）、舗装（一般）、造園（一般）

<譲受人の許可>

土木（特定）、鉄筋（特定）、大工（一般）

→ 譲渡人が鉄筋（一般）を事前に廃業すれば承継が可能

・譲渡人が特定建設業の許可を受けている場合

当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類建設業に係る一般建設業の許可を譲受人が受けている

<譲渡人の許可>

建築（特定）、鉄筋（特定）、舗装（一般）、造園（一般）

<譲受人承継先の許可>

建築（特定）、鉄筋（一般）、大工（一般）

→ 譲受人が鉄筋（一般）を事前に廃業すれば承継が可能

事業承継に係る認可の申請については、法律に定める認可の区分に応じ、関係者の連名で申請書を提出します。また、許可の場合に準じた書類のほか、省令により以下の契約書や議事録などの書類等が必要です。

（建設業法施行規則第13条の2より抜粋）

【譲渡及び譲受け】13条の2第1項

一～七 （略）

八 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し

九 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡若しくは譲受けに関する株主総会若し



くは社員総会議事録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類

【合併】 13 条の 2 第 2 項

- 一 合併の方法及び条件が記載された書類
- 二～八 (略)
- 九 合併契約書の写し及び合併比率説明書
- 十 合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類

【分割】 13 条の 2 第 3 項

- 一 分割の方法及び条件が記載された書類
- 二～八 (略)
- 九 分割契約書（新設分割の場合においては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書
- 十 分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類

許可行政庁の事前の認可が下りると、事業譲渡及び譲受け、合併、分割のそれぞれの効力発生日に、建設業許可を受けた地位も同時に承継し、許可の有効期間（5 年間）は承継の日の翌日から改めて起算されます。

また、承継の場合で許可行政庁が同じであれば許可番号は変わりませんが、許可権者が変われば許可番号は変わると考えられます。

許可を受けた建設業の地位の相続（建設業法第 17 条の 3）

改正建設業法では、個人事業主が亡くなった場合の建設業許可の相続についての認可も新設されています。もっとも、事業承継は承継の前の事前認可が必要ですが、相続ではあらかじめ認可を申請することはできませんから、被相続人の死亡後 30 日以内に相続人から認可を申請することになります。

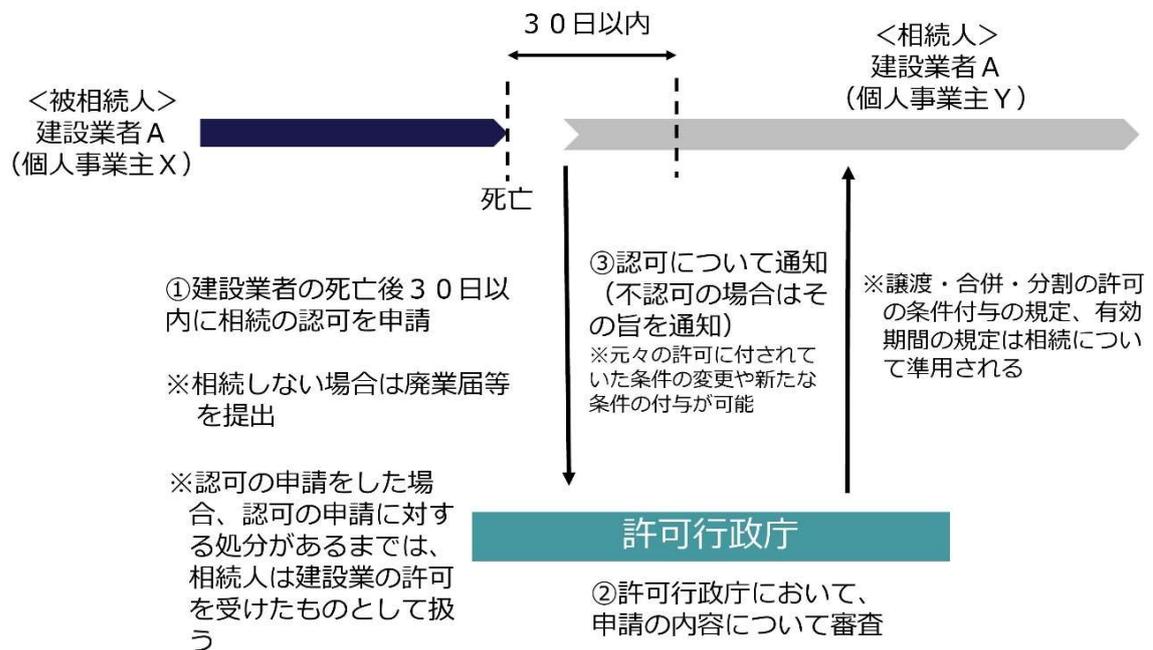
認可を申請した段階で、被相続人の死亡の日以後、被相続人に対する建設業許可は相続人に対する許可とみなされます。譲渡、合併、分割の場合と違い、認可の申請のタイミングは相続発生時の事後ですが、その承継の効力は被相続人の死亡の日にさかのぼって生じます。許可の有効期間（5 年間）は、承継の日の翌日から改めて起算されます。



(建設業法)

| 旧 | 新 (改正後) |
|---|--|
| | <p>(相続)</p> <p>第十七条の三 <u>建設業者が死亡した場合において、当該建設業者（以下この条において「被相続人」という。）の相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により被相続人の営んでいた建設業の全部を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において単に「相続人」という。）が被相続人の営んでいた建設業の全部を引き続き営もうとするとき（被相続人が一般建設業の許可を受けていた場合にあつては相続人が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類建設業に係る特定建設業の許可を、被相続人が特定建設業の許可を受けていた場合にあつては相続人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類建設業に係る一般建設業の許可を受けている場合を除く。）は、その相続人は、国土交通省令で定めるところにより、<u>被相続人の死亡後三十日以内に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に申請して、その認可を受けなければならない。</u></u></p> <p>一 被相続人が国土交通大臣の許可を受けていたとき国土交通大臣</p> <p>二 被相続人が都道府県知事の許可を受けていたとき当該都道府県知事。ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。</p> <p>イ 相続人が国土交通大臣の許可を受けているとき。</p> <p>ロ 相続人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。</p> <p>2 相続人が前項の認可の申請をしたときは、被相続人の死亡の日からその認可を受ける日又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした建設業の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 第一項の認可を受けた相続人は、被相続人のこの法律の規定による<u>建設業者としての地位を承継する。</u></p> <p>5 (略)</p> |





出典：国土交通省ホームページ（新・担い手三法について）を加工して作成

<https://www.mlit.go.jp/common/001299383.pdf>

ここでいう相続人は法定相続人に限られると思われます。また、被相続人の死亡後30日以内では、遺産分割協議が済んでいないことも考えられますが、制度の主旨から、共同相続人の全員名義での申請はできないと考えます。

また、事業譲渡の場合と同様、許可の場合に準じた書類のほか、相続した者が建設業者として適正な者であることを担保する書類等も省令により必要となります。

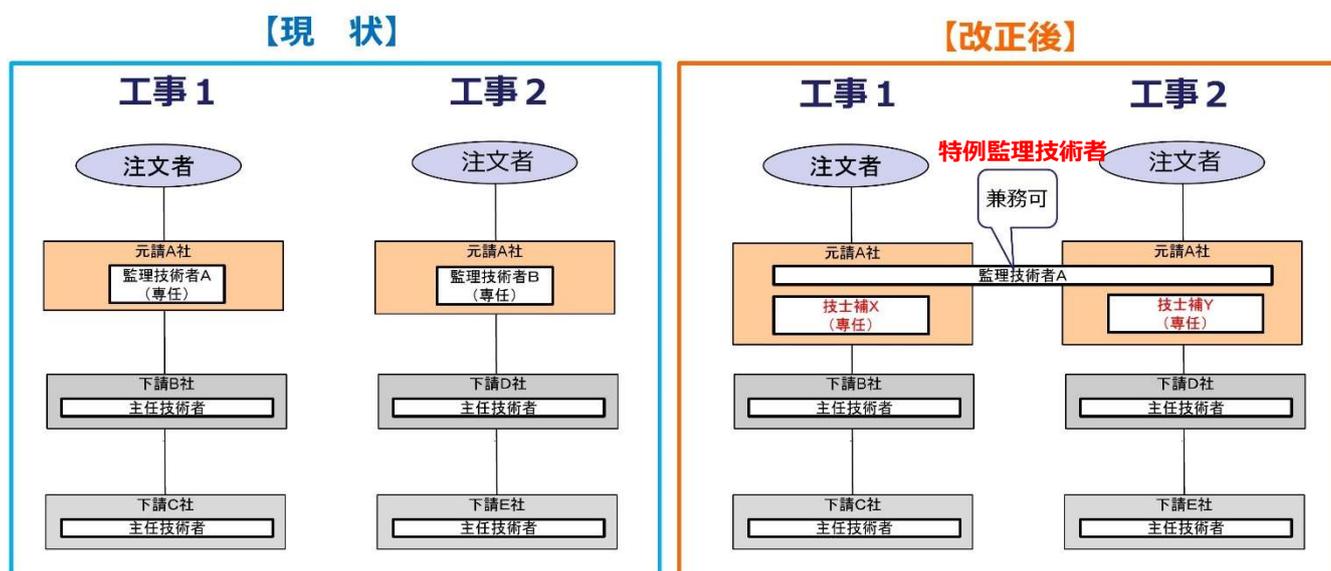
(建設業法施行規則第13条の3より抜粋)

- 一 申請者と被相続人との続柄を証する書類
- 二～五 (略)
- 六 申請者に係る第三条第一項第一号に掲げる書面その他第七条第一号に掲げる基準を満たすことを証するに足りる書面
- 七～八 (略)
- 九 請者以外に相続人がある場合においては、当該建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人の同意書



監理技術者の専任義務の緩和（建設業法第 26 条）

監理技術者が必要となる工事は、元請として工事を受注し、下請契約の総額が 4,000 万円以上（建築一式工事の場合は 6,000 万円以上）の工事です。さらに旧建設業法では、請負代金額が 3,500 万円（建築一式工事にあっては 7,000 万円）以上の工事では、監理技術者は専任でなければならず、2 つ以上の現場を兼務することができませんでした。改正建設業法では、監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合、複数現場での兼務が認められました。兼任可能な監理技術者は、「特例監理技術者」と呼ばれます。



出典：国土交通省ホームページ（新・担い手三法について）を加工して作成
<https://www.mlit.go.jp/common/001299383.pdf>

監理技術者としての責務は従前と変わりません。監理技術者は工事の工程管理、品質管理その他の技術管理など、従前の責務が適正に実施されるよう、監理技術者を補佐する者を指導しなければなりません。そうした補佐する者の要件、特例監理技術者が兼務できる現場の数は政令で定められています。

（建設業法）

| 旧 | 新（改正後） |
|--------------------------------|--------------------------------|
| （主任技術者及び監理技術者の設置等） 第二十六条（略） | （主任技術者及び監理技術者の設置等） 第二十六条（略） |



| | |
|--|--|
| <p>2 (略)</p> <p>3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。</p> <p>4 前項の規定により専任の者でなければならない監理技術者は、第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、<u>第二十六条の四から第二十六条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから、これを選任しなければならない。</u></p> <p>5 (略)</p> | <p>2 (略)</p> <p>3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。<u>ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負つた特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>前項ただし書の規定は、同項ただし書の工事現場の数が、同一の特例監理技術者（同項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。次項において同じ。）がその行うべき各工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を行つたとしてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。</u></p> <p>5 第三項の規定により専任の者でなければならない監理技術者（<u>特例監理技術者を含む。</u>）は、<u>第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第二十六条の五から第二十六条の七までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したもののうちから、これを選任しなければならない。</u></p> <p>6 (略)</p> |
|--|--|



(建設業法施行令)

| 旧 | 新 (改正後) |
|---|---|
| | <p>(監理技術者の行うべき職務を補佐する者)</p> <p>第二十八条 法第二十六条第三項ただし書の政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者のうち、法第二十六条の四第一項に規定する技術上の管理及び指導監督であつて監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者</p> <p>二 国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者</p> |
| | <p>(同一の特例監理技術者を置くことができる工事現場の数)</p> <p>第二十九条 法第二十六条第四項の政令で定める数は、二とする。</p> |

政令第28条第1号の監理技術者を補佐する者の「国土交通大臣が定める要件」は、1級技士補を有する者のうち主任技術者の資格要件（一般建設業許可の営業所専任技術者の資格要件と同一）を満たす者等となっています。

政令新第28条第1号の「監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者」を定める告示を新設する。

具体的には、以下のいずれかに該当する者とする。

- ・一級の第一次検定に合格した者 (①)

：一級の技士が監理技術者となることができる建設工事の区分に対応する。

(例) 一級土木施工管理技士補は、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事、塗装工事及び水道施設工事において、監理技術者を補佐する者として認められる。

※政令新第28条の規定により、監理技術者を補佐する者となることができる者は、一級の第一次検定に合格した者であることに加え、法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者であることが求められる。

- ・法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者 (②)

パブリックコメント「建設業法等の改正に伴う関係告示の改正等について(概要)」より抜粋
令和3年4月1日施行：①に係る部分(技術検定制度の改正に係る部分等)

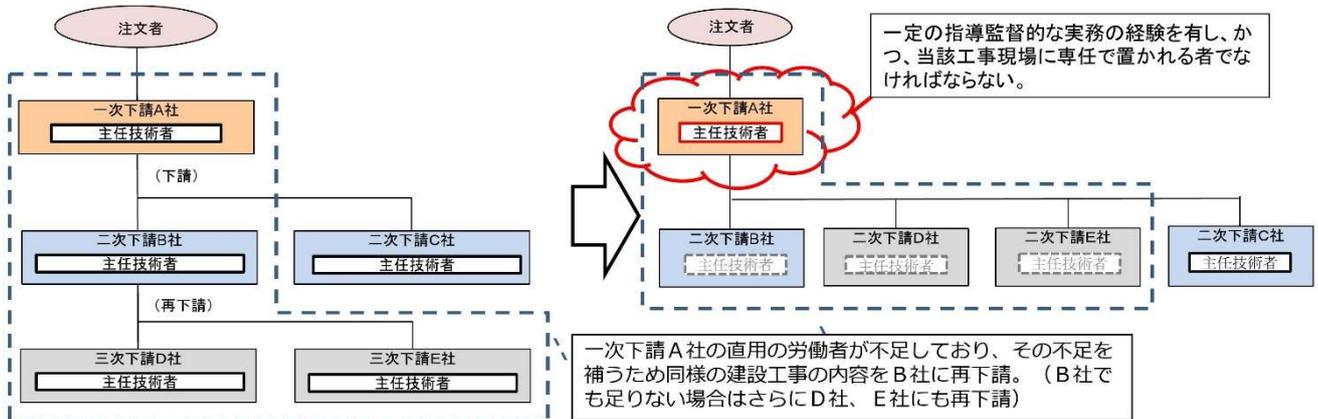
令和2年10月1日施行：②に係る部分(令和2年10月1日施行の法改正等に伴う条ずれ等)



主任技術者の配置義務の合理化（建設業法第 26 条の 3）

旧建設業法では、上位の下請が置く主任技術者により適正施工が確保される場合でも、下位の下請は主任技術者を置くことが必要でした。

改正建設業法では、下請代金額が政令で定める一定の金額未満の建設工事（土木一式工事及び建築一式工事を除く。）のうち政令で定める特定専門工事（当方は鉄筋工事と型枠工事。）に限定して、上位の下請が一定能力を有する主任技術者を専任配置する等の要件を満たした場合は、下位の下請は主任技術者を置くことを要しません。



出典：国土交通省ホームページ（新・担い手三法について）を加工して作成

<https://www.mlit.go.jp/common/001299383.pdf>

（建設業法）

| 旧 | 新（改正後） |
|---|---|
| | <p>第二十六条の三 特定専門工事の元請負人及び下請負人（建設業者である下請負人に限る。以下この条において同じ。）は、その合意により、当該元請負人が当該特定専門工事につき第二十六条第一項の規定により置かなければならない主任技術者が、その行うべき次条第一項に規定する職務と併せて、当該下請負人がその下請負に係る建設工事につき第二十六条第一項の規定により置かなければならないこととされる主任技術者の行うべき次条第一項に規定する職務を行うこととすることができる。この場合において、当該下請負人は、第二十六条第一項の規定にかかわらず、その下請負に係る建設工事につき主任技術者を置くことを要しない。</p> <p>2 前項の「特定専門工事」とは、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設</p> |



工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして政令で定めるものであつて、当該建設工事の元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額。以下この項において同じ。）が政令で定める金額未満となるものをいう。ただし、元請負人が発注者から直接請け負った建設工事であつて、当該元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額が第二十六条第二項に規定する金額以上となるものを除く。

- 3 第一項の合意は、書面により、当該特定専門工事（前項に規定する特定専門工事をいう。第六項において同じ。）の内容、当該元請負人が置く主任技術者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 第一項の元請負人は、同項の合意をしようとするときは、あらかじめ、注文者の書面による承諾を得なければならない。
- 5 注文者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。
- 6 第一項の元請負人が置く主任技術者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。
 - 一 当該特定専門工事と同一の種類建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すること。
 - 二 当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。
- 7 第一項の元請負人が置く主任技術者については、第二十六条第三項の規定は、適用しない。
- 8 第一項の下請負人は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。

(建設業法施行令)

| 旧 | 新（改正後） |
|---|---|
| | <p>(特定専門工事の対象となる建設工事)</p> <p>第三十条 法第二十六条の三第二項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 大工工事又はとび・土工・コンクリート工事のうち、コンクリートの打</p> |



設に用いる型枠の組立てに関する工事

二 鉄筋工事

2 法第二十六条の三第二項の政令で定める金額は、三千五百万円とする。

本制度は「専門工事一括管理施工制度」と呼ばれ、元請負人は自社施工分を超える業務量に対応しやすくなるほか、下請負人は受注機会を確保しやすくなると考えられます。なお、元請負人が配置する主任技術者は、下記の要件を満たす必要があります。

- ・元請負人が配置する主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関して1年以上の指導監督的実務経験を有すること。
- ・当該特定専門工事の工事現場に専任で配置されること。
- ・元請負人と特定専門工事を請け負う下請人は、書面において合意をすること。
- ・元請負人は工事の注文者から、下請の主任技術者配置免除につき、あらかじめ書面による承諾を受けること。
- ・本制度を利用し、主任技術者を配置しない下請人は、再下請はできない（制度を利用せず、原則通り主任技術者を配置する場合の再下請は可能。）。

対象とする工事（第2項）

政令で定める特定専門工事は、**土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるもの**

- ・鉄筋工事
- ・型枠工事

下請契約の請負代金の額（第2項）

政令で定める額未満→3500万円

手続き（第1. 3. 4. 5項）

工事を注文する者（一次下請A）と工事を請け負う者（二次下請B、D、E社）が以下の事項を記載した書面において合意をする必要がある。この際、一次下請Aは注文者の書面による承諾を得る必要がある。

- ・特定専門工事の内容
- ・上位下請の置く主任技術者の氏名
- ・その他国土交通省令で定める事項

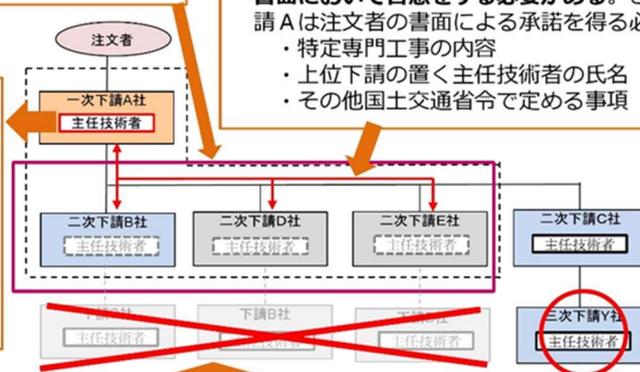
配置される主任技術者の要件（第6項）

上位下請（一次下請A社）の主任技術者は、下記の要件を満たす必要がある。

- ・当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すること。
- ・当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。

再下請の禁止（第8項）

主任技術者を置かないこととした下請負人（二次下請B、D、E社）は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。⇒違反した場合、監督処分の対象となる ※ 主任技術者を置いている（制度を利用していない）下請は再下請可能



出典：国土交通省ホームページ（新・担い手三法について）を加工して作成

<https://www.mlit.go.jp/common/001299383.pdf>



©行政書士佐々木秀敏事務所

その他の改正（工期の適正化）

働き方改革関連法による改正労働基準法（2019年4月1日施行）に基づき、建設業では5年の猶予期間後、2024年4月から時間外労働の罰則付き上限規制の一般則が適用（復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない。）されます。

今後は中央建設業審議会が作成する工期に関する基準に基づき、適切な請負契約を締結します。

① 請負契約における書面の記載事項の追加（建設業法第19条）

工事を施工しない日や時間帯の定めをするときには、建設工事請負契約の書面に明記します。

② 著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）

注文者は、通常必要と認められる期間に比して、著しく短い工期による請負契約の締結が禁止されました。なお、著しく短い工期であるかどうかについては、工事の内容や工法、投入する人材や資材の量などに依るため一律に判断することは困難ですので、建設業者が提出した工期の見積りの内容の精査などを行い、許可行政庁が工事ごとに個別に判断することになります。

③ 発注者に対する勧告等（建設業法第19条の6）

国土交通大臣等は、著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して勧告を行うことができ、従わない場合はその旨を公表することができます。

（建設業法）

| 旧 | 新（改正後） |
|--|---|
| <p>（建設工事の請負契約の内容）</p> <p>第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをする</p> | <p>（建設工事の請負契約の内容）</p> <p>第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 <u>工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容</u></p> |



| | |
|--|---|
| <p>ときは、その支払の時期及び方法 <u>五～十四</u> (略)</p> | <p><u>五</u> 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法 <u>六～十五</u> (略) <u>十六</u> その他国土交通省令で定める事項</p> |
| | <p>(著しく短い工期の禁止) <u>第十九条の五</u> 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。</p> |
| <p>(発注者に対する勧告) <u>第十九条の五</u> 建設業者と請負契約を締結した発注者（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第一項に規定する事業者^{（一）}に該当するものを除く。）が<u>前二条</u>の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。</p> | <p>(発注者に対する勧告等) <u>第十九条の六</u> 建設業者と請負契約を締結した発注者（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第一項に規定する事業者^{（一）}に該当するものを除く。）が<u>第十九条の三又は第十九条の四</u>の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。</p> <p><u>2</u> 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。</p> <p><u>3</u> 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。</p> |



| | |
|--|---|
| | 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、 <u>第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。</u> |
|--|---|

(建設業法施行令)

| 旧 | 新 (改正後) |
|---|--|
| | (著しく短い工期の禁止に係る勧告の対象となる請負契約の請負代金の額の下限) 第五条の八 法第十九条の六第二項の政令で定める金額は、 <u>五百万円</u> とする。 ただし、当該請負契約に係る建設工事が建築一式工事である場合においては、 <u>千五百万円</u> とする。 |

④ 建設工事の見積り等 (建設業法第 20 条)

建設業者は、工程の細目を明らかにし、工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積るよう努めます。

⑤ 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供 (建設業法第 20 条の 2)

注文者は、工期に影響を及ぼす事象で認識しているものについて契約締結までに通知しなければなりません。

工期に影響を及ぼす事項には、地盤の沈下・地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象、騒音・振動その他の周辺環境に配慮が必要な事象など、その可能性について注文者が承知している事項が国土交通省令で定められました。

(建設業法)

| 旧 | 新 (改正後) |
|--|--|
| (建設工事の見積り等) 第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、 <u>工事の種別ごとに</u> 材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。 | (建設工事の見積り等) 第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、 <u>工事の種別ごとの</u> 材料費、労務費その他の経費の内訳 <u>並びに</u> 工事の工程ごとの <u>作業及びその準備に必要な日数</u> を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努め |



| | |
|---|--|
| <p>2 (略)</p> <p>3 建設工事の注文者は、請負契約の方法が随意契約による場合にあつては契約を締結する<u>以前に</u>、入札の方法により競争に付する場合にあつては入札を行う<u>以前に</u>、第十九条第一項第一号及び第三号から<u>第十四号</u>までに掲げる事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該提示から当該契約の締結又は入札までに、建設業者が当該建設工事の見積りをするために必要な政令で定める一定の期間を設けなければならない。</p> | <p>なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 建設工事の注文者は、請負契約の方法が随意契約による場合にあつては契約を締結する<u>までに</u>、入札の方法により競争に付する場合にあつては入札を行う<u>までに</u>、第十九条第一項第一号及び第三号から<u>第十六号</u>までに掲げる事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該提示から当該契約の締結又は入札までに、建設業者が当該建設工事の見積りをするために必要な政令で定める一定の期間を設けなければならない。</p> |
| | <p>(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)</p> <p><u>第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。</u></p> |

(建設業法施行規則)

| 旧 | 新 (改正後) |
|---|--|
| | <p>第十三条の十一 法第二十条の二の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象とする。</p> <p>一 <u>地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象</u></p> <p>二 <u>騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象</u></p> |



その他の改正（下請代金の支払方法・不利益取扱いの禁止）

公共工事の品質確保の促進に関する法律（公共工事品確法）では、公共工事の当事者に対して、請負代金のできる限り速やかな支払い、公共工事に従事する者の賃金への配慮を基本理念として規定しています（公共工事品確法第3条）。

同時に、公共工事を実施する者は、技術者・技能労働者等の賃金等、労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格を的確に反映した適正な額の請負代金を定める下請契約を締結しなければならないとしています（公共工事品確法第8条）。このように、公共工事品確法は公共工事の当事者双方に課すものですが、建設業法では元請負人に課す内容となります。

① 下請代金の支払方法（建設業法第24条の3）

元請負人は、工事完成後における支払を受けたときは、下請負人に対して下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければなりません。また、下請代金のうち労務費相当分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければなりません。

② 不利益取扱いの禁止（建設業法第24条の5）

元請負人の違反行為を、下請負人が許可行政庁（国土交通大臣・都道府県知事）、公正取引委員会、中小企業庁長官に通報したことを理由に、元請負人は、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはなりません。

（建設業法）

| 旧 | 新（改正後） |
|--|--|
| <p>（下請代金の支払） 第二十四条の三（略） <u>2</u> 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。</p> | <p>（下請代金の支払） 第二十四条の三（略） <u>2</u> 前項の場合において、元請負人は、<u>同項に規定する下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない。</u> <u>3</u> 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な</p> |



| | |
|--|---|
| | 配慮をしなければならない。 |
| | <p>(不利益取扱いの禁止)</p> <p><u>第二十四条の五 元請負人は、当該元請負人について第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、前条又は次条第三項若しくは第四項の規定に違反する行為があるとして下請負人が国土交通大臣等（当該元請負人が許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事をいう。）、公正取引委員会又は中小企業庁長官にその事実を通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> |

(関連条項（条ずれ等）)

- 不当に低い請負代金の禁止（建設業法第 19 条の 3）
- 不当な使用資材等の購入強制の禁止（建設業法第 19 条の 4）
- 下請代金の期間内の支払い義務（建設業法第 24 条の 3 第 1 項）
- 期間内の検査及び引渡しを受ける義務（建設業法第 24 条の 4）
- 特定建設業者の下請代金の支払い義務（建設業法第 24 条の 6 第 3 項、第 4 項）

その他の改正（標識の掲示義務の緩和）

建設工事の現場では、公衆の見やすい場所に、再下請先も国土交通省令の定めにより、建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別、その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければなりません。しかし、現場が狭く許可証を掲示するスペースが確保できないケース、公衆の目に触れない工事現場のケースなど、下請け（元請からの一次下請、一次下請から再下請した二次下請）まで許可証を掲示する必要はないのではといった考えも現場にありました。

① 標識の掲示義務の緩和（建設業法第 40 条）



改正建設業法では、建設業者が工事現場に標識（建設業法施行規則様式第 29 号（第 25 条関係））を掲げる義務について、発注者から直接請け負った元請けに限定します。

（建設業法）

| 旧 | 新（改正後） |
|--|--|
| <p>（標識の掲示）</p> <p>第四十条 建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の<u>見易い</u>場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p> | <p>（標識の掲示）</p> <p>第四十条 建設業者は、その店舗及び建設工事（<u>発注者から直接請け負ったものに限る。</u>）の現場ごとに、公衆の<u>見やすい</u>場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p> |

あわせて施工体制台帳及び施工体系図（建設業法第 24 条の 8）の記載事項の見直しにより、適切な情報提供を担保します。なお、任意だった作業員名簿が施工体制台帳の書類の一つに位置付けられ、現場の負担感は増えるかもしれません。施工体制台帳の記載事項及び再下請通知の主な追加は以下のとおりです。

- ・ 監理技術者を補佐する者について、氏名及び保有資格を記載。
- ・ 当該建設工事の従事者に関する事項を追加。
 - ・ 氏名、生年月日及び年齢
 - ・ 職種
 - ・ 社会保険の加入状況
 - ・ 中退共又は建退共への加入の有無
 - ・ 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容
 - ・ 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格

（建設業法施行規則）

| 旧 | 新（改正後） |
|---|---|
| <p>（施工体制台帳の記載事項等）</p> <p>第十四条の二 <u>法第二十四条の七第一項</u>の国土交通省令で定める事項は、次のとお</p> | <p>（施工体制台帳の記載事項等）</p> <p>第十四条の二 <u>法第二十四条の八第一項</u>の国土交通省令で定める事項は、次のとお</p> |



| | |
|--|---|
| <p>りとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 作成建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p><u>へ 法第二十六条の二第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者又は監理技術者以外のものを置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格</u></p> <p>ト (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 前号の下請負人が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項</p> <p>イ～ト (略)</p> <p>チ (略)</p> | <p>りとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 作成建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項</p> <p>イ～ホ (略)</p> <p><u>へ 法第二十六条第三項ただし書の規定により監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を置くときは、その者の氏名及びその者が有する管理監理者補佐資格(主任技術者資格を有し、かつ、令第二十八条第一号に規定する国土交通大臣が定める要件に該当すること、又は同条第二号の規定による国土交通大臣の認定があることをいう。次項第三号及び第二十六条第二項第三号イにおいて同じ。)</u></p> <p>ト 法第二十六条の二第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者若しくは監理技術者又は<u>への監理技術者補佐以外のものを置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその者が有する主任技術者資格</u></p> <p>チ <u>建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項(建設工事に従事する者が希望しない場合においては、(6)に掲げるものを除く。)</u></p> <p><u>(1)氏名、生年月日及び年齢</u></p> <p><u>(2)職種</u></p> <p><u>(3)健康保険法又は国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による医療保険、国民年金法(昭和</u></p> |
|--|---|



| | |
|--|--|
| | <p><u>三十四年法律第百四十一号)又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険(第四号チ(3)において「社会保険」という。)の加入等の状況</u></p> <p><u>(4)中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二条第七項に規定する被共済者に該当する者(第四号チ(4)において単に「被共済者」という。)であるか否かの別</u></p> <p><u>(5)安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容</u></p> <p><u>(6)建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格</u></p> <p>リ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 前号の下請負人が請け負った建設工事に係る次に掲げる事項</p> <p>イ～ト (略)</p> <p>チ <u>建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項(建設工事に従事する者が希望しない場合においては、(6)に掲げるものを除く。)</u></p> <p><u>(1)氏名、生年月日及び年齢</u></p> <p><u>(2)職種</u></p> <p><u>(3)社会保険の加入等の状況</u></p> <p><u>(4)被共済者であるか否かの別</u></p> <p><u>(5)安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容</u></p> <p><u>(6)建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格</u></p> <p>リ (略)</p> |
| <p>(施工体系図)</p> <p>第十四条の六 施工体系図は、<u>第一号</u>に掲</p> | <p>(施工体系図)</p> <p>第十四条の六 施工体系図は、<u>第一号及び</u></p> |



げる事項を表示するほか、第二号に掲げる事項を同号の下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるよう系統的に表示して作成しておかなければならない。

一 作成建設業者の商号又は名称、作成建設業者が請け負った建設工事の名称、工期及び発注者の商号、名称又は氏名、当該作成建設業者が置く主任技術者又は監理技術者の氏名並びに第十四条の二第一項第二号へに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

二 前号の建設工事の下請負人で現にその請け負った建設工事を施工しているものの商号又は名称、当該請け負った建設工事の内容及び工期並びに当該下請負人が建設業者であるときは、当該下請負人が置く主任技術者の氏名並びに第十四条の二第一項第四号へに規定する者を置く場合における当該者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

第二号に掲げる事項を表示するほか、第三号及び第四号に掲げる事項を第三号の下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるよう系統的に表示して作成しておかなければならない。

一 作成建設業者の商号又は名称

二 作成建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

イ 建設工事の名称及び工期

ロ 発注者の商号、名称又は氏名

ハ 当該作成建設業者が置く主任技術者又は監理技術者の氏名

ニ 監理技術者補佐を置くときは、その者の氏名

ホ 第十四条の二第一項第二号トに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

三 前号の建設工事の下請負人で現にその請け負った建設工事を施工しているものに関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イ及びロに掲げる事項に限る。）

イ 商号又は名称

ロ 代表者の氏名

ハ 一般建設業又は特定建設業の別

ニ 許可番号

四 前号の請け負った建設工事に関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イに掲げる事項に限る。）

イ 建設工事の内容及び工期

ロ 特定専門工事（法第二十六条の三第三項に規定する「特定専門工事」をい



| | |
|--|---|
| | <p>う。第十七条の六において同じ。) の <u>該当の有無</u></p> <p>ハ <u>下請負人が置く主任技術者の氏名</u> ニ <u>第十四条の二第一項第四号へに規 定する者を置くときは、その者の氏名 及びその者が管理をつかさどる建設 工事の内容</u></p> |
|--|---|

その他の改正（建設資材製造業者等への勧告等）

2015年、耐震補強工事に使用された落橋防止装置等の部材に、溶接不良による亀裂が発見されました。その後の調査で、製作会社が意図的に工程を省いた疑いのある製品を納品したこと、検査会社の職員も不正を働いた可能性があることも判明しました。そうしことから、工場製品製造者に対しても、原因究明、再発防止等を求めるための勧告等ができる仕組みが定められました。

① 建設資材製造業者等への勧告等（建設業法第41条の2）

改正建設業法では、国土交通大臣等は、建設業者等に指示をする場合において、工場製品等の建設資材の不具合に起因して施工不良が生じ、建設業者への指示だけでは再発防止が困難と認められるときは、不適切な資材を引き渡した製造業者等に対しても、改善勧告・命令を行うことができます。

勧告を受けた者が該当勧告に従わないときは、その旨を公表し、または当該勧告にかかる措置をとるべきことを命ずることができます。

（建設業法）

| 旧 | 新（改正後） |
|---|---|
| | <p>（建設資材製造業者等に対する勧告及び命令等）</p> <p>第四十一条の二 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第二十八条第一項第一号若しくは第三号に該当することにより当該建設業者に対して同項の規定による指示をする場合又は当該都道府県知事の管轄する区域内で建設工事を施工している第三条第一項の許可を受けずに建設業を営む者が第二十八条第二項第一号に該当することにより当該建</p> |



設業を営む者に対して同項の規定による指示をする場合において、当該指示に係る違反行為が建設資材（建設工事に使用された資材をいう。以下この条において同じ。）に起因するものであると認められ、かつ、当該建設業者又は建設業を営む者に対する指示のみによつては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該建設業者又は建設業を営む者に当該建設資材を引き渡した建設資材製造業者等（建設資材の製造、加工又は輸入を業として行う者をいう。以下この条において同じ。）に対しても、当該違反行為の再発の防止を図るため適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた建設資材製造業者等がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた建設資材製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらない場合において、同項の建設資材と同一又は類似の建設資材が使用されることにより建設工事の適正な施工の確保が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該建設資材製造業者等に対して、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、その許可を受けた建設業者（都道府県知事にあつては、その許可を受けた建設業者又は当該都道府県の区域内で建設業を営む者）に建設資材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事務所、工場、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第二十六条の二十一第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。



改正建設業法 2021年4月1日

改正建設業法の2021年4月1日施行内容は、技術検定制度の見直し（技師補制度の創設）です。具体的には、技術検定を第1次検定および第2次検定に分け、国土交通大臣はそれぞれの検定の合格者に合格証明書を交付するとともに、合格者は政令で定める称号を称するものです。

技術検定制度の見直し

これまでの技術検定では、学科試験と実地試験の合格者に「技士」の称号が付与されましたが、今回の改正により、第一次検定の合格者に「技士補」、第一次検定及び第二次検定の両方の合格者に「技士」の称号が付与されます。

① 技術検定制度の見直し（建設業法第27条）

従前の制度では、学科試験と実地試験の両方に合格した方に「技士」の称号が与えられました。改正建設業法では、技術検定を第一次検定と第二次検定と分け、第一次検定合格者に「技士補」の称号、第二次検定合格者に「技士」の称号が与えられます。新制度での試験は令和3年度より行われます。

「1級技士補」を現場に配置することで、監理技術者（特例監理技術者）は別の現場と兼務することが可能になります。また、人手不足の現状において、資格が取得しやすくなったことにより、請け負える現場数を維持・増加できることにもなると思われます。



出典：国土交通省ホームページ（新・担い手三法について）

<https://www.mlit.go.jp/common/001299383.pdf>



(建設業法)

| 現行 | 改正 |
|--|--|
| <p>(技術検定)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 前項の検定は、<u>学科試験及び実地試験</u>によって行う。</p> <p>3 国土交通大臣は、<u>第一項の検定</u>に合格した者に、合格証明書を交付する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>第一項の検定</u>に合格した者は、政令で定める称号を称することができる。</p> | <p>(技術検定)</p> <p>第二十七条 (略)</p> <p>2 前項の検定は、<u>これを分けて第一次検定及び第二次検定とする</u>。</p> <p>3 <u>第一次検定は、第一項に規定する者が施工技術の基礎となる知識及び能力を有するかどうかを判定するために行う</u>。</p> <p>4 <u>第二次検定は、第一項に規定する者が施工技術のうち第二十六条の四第一項に規定する技術上の管理及び指導監督に係る知識及び能力を有するかどうかを判定するために行う</u>。</p> <p>5 国土交通大臣は、<u>第一次検定又は第二次検定に合格した者に、それぞれ合格証明書を交付する</u>。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>第一次検定又は第二次検定に合格した者は、それぞれ政令で定める称号を称することができる</u>。</p> |

(建設業法施行令)

| 現行 | 改正 |
|--|---|
| <p>(称号)</p> <p>第三十九条 法第二十七条第五項の政令で定める称号は、<u>級及び種目の名称を冠する技士とする</u>。</p> | <p>(称号)</p> <p>第四十条 法第二十七条第七項の政令で定める称号は、<u>第一次検定に合格した者にあつては級及び種目の名称を冠する技士補とし、第二次検定に合格した者にあつては級及び種目の名称を冠する技士とする</u>。</p> |

なお、同時に技術検定の検定種目の名称の変更(建設業法施行令第34条)も行われ、検定種目のうち、「建設機械施工」の名称を見直し、「建設機械施工管理」改正も行われることとなっています。



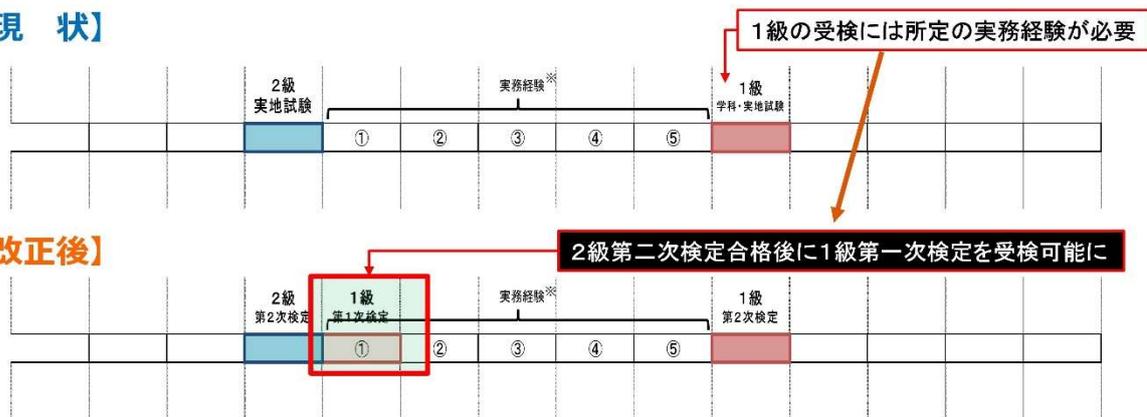
その他、建設機械施工（→建設機械施工管理）、土木施工、建築施工、電気工事施工、管工事施工、造園施工に加え、2019年度より電気通信工事施工の検定種目が創設されています。電気通信工事業では経験年数で主任技術者資格を取得する事例が多数でしたが、2級合格者は電気通信工事業における主任技術者となることが可能です。

1級受検資格の見直し

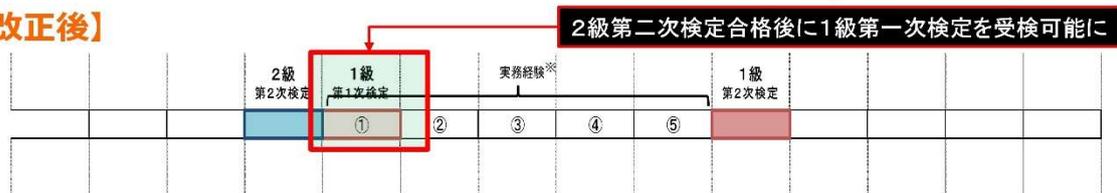
これまでの1級受検資格が見直しされ、2級の第二次検定合格者は、1級受検に必要な実務経験を積む前に1級の第一次検定を受検可能となります。

この場合、1級の第一次検定合格後、1級受検に必要な実務経験を積んで受検資格を満たしたのちに、1級の第二次検定に臨むことになります。

【現 状】



【改正後】



※所定の実務経験を積んだ場合 5年⇒3年に短縮

○2級の第二次検定を合格した者として1級の第一次検定を受検し合格した場合においても、1級相当の実務経験を得れば、1級の第二次検定の受検は可能

出典：国土交通省ホームページ（技術検定制度の改正（令和3年4月1日施行））

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001378853.pdf



その他（2019年9月14日：欠格要件の改正）

成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等（欠格条項）を設けている各制度について、欠格条項の削除や、心身の故障等の状況の個別的・実質的な審査により必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）の整備等を行う「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（整備法）が第198回通常国会で成立しました。

これにより建設業法第8条を改正し、欠格事由「成年被後見人又は被保佐人」が「心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの」に改められました。この改正に伴い、「建設業法施行規則」及び「建設業許可事務ガイドライン」も改定されています。

（建設業法）

| 旧 | 新（改正後） |
|---|---|
| <p>第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から<u>第十三号</u>までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p>二～九 （略）</p> <p><u>十～十三</u> （略）</p> | <p>第八条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第一号又は第七号から<u>第十四号</u>までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>二～九 （略）</p> <p>十 <u>心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの</u></p> <p><u>十一～十四</u> （略）</p> |



(建設業法施行規則)

| 旧 | 新 (改正後) |
|---|---|
| <p>(法第六条第一項第六号の書類)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p><u>五 許可申請者 (法人である場合においては、その役員をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人 (法人である場合においては、その役員) を含む。次号において同じ。)</u> 及び令第三条に規定する使用人が、<u>成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (後見登記等に関する法律 (平成十一年法律第百五十二号) 第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。)</u></p> <p><u>六 許可申請者及び令第三条に規定する使用人が、民法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第百四十九号) 附則第三条第一項又は第二項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書</u></p> <p><u>七～十八 (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> | <p>(法第六条第一項第六号の書類)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p><u>五 許可申請者 (法人である場合においては、その役員をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においては、その法定代理人 (法人である場合においては、その役員) を含む。)</u> 及び令第三条に規定する使用人が、<u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書</u></p> <p><u>六～十七 (略)</u></p> <p>2 <u>国土交通大臣又は都道府県知事は、許可申請者に対し、前項に掲げるもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> |
| <p>(使用人の変更の届出)</p> <p>第八条 建設業者は、新たに令第三条に規定する使用人になつた者がある場合には、二週間以内に、当該使用人に係る法第六条第一項第四号及び第四条第四号から第六号までに掲げる書面を添付した別記</p> | <p>(使用人の変更の届出)</p> <p>第八条 建設業者は、新たに令第三条に規定する使用人になつた者がある場合には、二週間以内に、当該使用人に係る法第六条第一項第四号並びに第四条第一項第四号及び第五号に掲げる書面その他国土</p> |



| | |
|---|--|
| <p>様式第二十二号の二による変更届出書により、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> | <p><u>交通大臣又は都道府県知事が必要と認める書類を添付した別記様式第二十二号の二による変更届出書により、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</u></p> |
| | <p><u>(心身の故障により建設業を適正に営むことができない者)</u> <u>第八条の二 法第八条第十号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</u></p> |

改正により、建設業法第8条第10号の「心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの」とは、建設業法施行規則第8条の2により「精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする」とされます。

上記に該当しないことを証する書類の提出として、建設業法施行規則第4条第2項により、「国土交通大臣又は都道府県知事は、許可申請者に対し、必要と認める書類を提出させることができる」ことになっています。

そのため、成年被後見人又は被保佐人に該当する場合であっても、医師の診断書などにより、回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、建設業を適正に営むために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができると認められる場合については、当該欠格事由に該当しない場合もありますので、以下の書類とともに個別に判断されます。

- 成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書及び市町村の長の証明書
- 契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書



その他（2020年4月1日：申請手続き簡素化）

国土交通省は行政手続コスト削減を目的に、2020年4月1日から、建設業法に基づく許可申請の書類や手続きを簡素化しています。

① 国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）

建設業法施行規則を改正し、様式第十一号の二「国家資格者等・監理技術者一覧表」及びその確認資料は提出が不要になりました。これまでは、一覧表に記載された技術者一人ひとりについて確認資料（資格証や実務経験の裏付け資料等）が必要でしたが、かなりの負担軽減になっています。

② 大臣許可申請等に係る都道府県経由事務が廃止

大臣許可に係る許可申請書等については、これまでは都道府県を経由して地方整備局へ提出されていたところ、いわゆる「第9次分権一括法」により、建設業法第44条の4（都道府県知事の経由）及び第44条の5（事務の区分）が削除され、国土交通大臣への建設業許可申請（新規、更新等）、決算変更届等の各種届出、経営事項審査申請は、各都道府県を経由せず、各地方整備局へ直接提出となりました。

③ 建設業許可事務ガイドラインの一部改正

確認書類の一部が提出不要になりました（国土交通大臣許可）。

(1) 営業所を使用する権原を確認するための書類等

- 営業所の地図（営業所の所在地を明記し、最寄りの交通機関、公共、公益施設等の位置を明示した概略図）
- 営業所を使用する権原を確認するための書類（不動産登記簿謄本又は不動産賃貸借契約書等の写し）

(2) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の常勤性を確認する書類（健康被保険者証カード（両面）の写し等）

(3) 経營業務管理責任者、専任技術者及び令3条に規定する使用人の住民票及び令3条に規定する使用人の委任状等



おわりに

新型コロナウイルス感染症の拡大により、「新型コロナウイルス感染症に係る建設業の許可等の取扱い」による特例的な取扱い、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を受けてのいわゆる「3つの密」対策等を講じつつの現場施工など、建設業を取り巻く環境には厳しいものがあります。

そんな環境の中ではありますが、この令和の建設業法改正は、建設業許可基準の見直しや事業承継についての新しい制度の創設、請負契約の条項の追加、現場配置技術者の一部要件の緩和などの大改正であり、建設業界にはインパクトの大きいものが数多く揃っています。

本資料が皆様のお役に立てれば幸いです。



巻末資料

| | |
|---|----|
| 建設業法施行規則の一部を改正する省令案について（概要） | 49 |
| 建設業許可事務ガイドライン（平成13年国総建第97号）の改正案について（概要） | 50 |
| 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布及び公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布・施行について（通知） | 51 |
| 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案について | 58 |
| 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の公布・施行について（通知） | 59 |
| 建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令案について（令和2年10月1日施行予定）（概要） | 63 |
| 建設業法等の改正に伴う関係告示の改正等について（概要） | 70 |
| 新型コロナウイルス感染症に係る建設業の許可等の取扱いについて | 74 |



建設業法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

令和元年12月
国土交通省
土地・建設産業局

1. 背景

第198回国会において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第二十六号）が成立し、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第44条の4及び第44条の5が削除され、国土交通大臣への建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務が廃止された。

また、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」（平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会）が取りまとめられ、各省庁は主要な手続きについて行政手続コスト（事業者の作業時間）を20%削減するため、基本計画を策定しており、建設業法に基づく手続についても簡素化を実施する必要がある。

これらを踏まえ、所要の規定の整備を行うこととする。

2. 改正の概要

（1）建設業の許可に係る書類の見直し（規則第4条第1項第2号、第10条第2項、第3項関係）

国家資格者等・監理技術者一覧表については、資料が膨大となり申請者に過度な負担が生じていることから、提出を不要とする。

（2）経由事務の廃止に伴う規定の整理について（規則第6条、第11条、第19条の6第2項、第20条第5項、第21条の2第3項関係）

許可申請及び経営事項審査の申請について、都道府県を経由して国土交通大臣に書類を提出することとしている規定を削除する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布日：令和2年1月

施行日：令和2年4月1日

建設業許可事務ガイドライン（平成13年国総建第97号） の改正案について（概要）

令和元年12月
国土交通省
土地・建設産業局

1. 背景

「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会)が取りまとめられ、各省庁は主要な手続きについて行政手続コスト(事業者の作業時間)を20%削減するため、基本計画を策定しており、建設業法に基づく手続きについても簡素化を実施する必要がある。

これを踏まえ、建設業許可事務ガイドラインの一部を改正することとする。

2. 改正の概要

建設業の許可に係る書類の見直しを行い、以下の書類に係る記載を削除することとする。

(1) 営業所に関する資料

- ① 営業所の地図
- ② 営業所を使用する権原を確認するための書類(不動産登記簿謄本又は不動産賃貸借契約書等の写し等)

(2) 建設業法施行令第3条に規定する使用人に関する書類

令第3条に規定する使用人の常勤性を確認する書類(健康保険被保険者証カード(両面)の写し等)

3. 今後のスケジュール(予定)

改正日 : 令和2年1月
施行日 : 令和2年4月1日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布及び公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布・施行について（通知）

建設業は、我が国の経済成長を牽引する「基幹産業」であり、地域の暮らしの安全・安心を支える「守り手」です。建設業就業者数は約500万人に及びますが、建設業就業者の2018年度の年間の実労働時間の平均は、2036時間であり、全産業の平均（1697時間）と比べて300時間以上長く、製造業（1954時間）と比べても約80時間長い状況となっています。また、平成31年4月1日より施行された改正労働基準法では、時間外労働は原則月45時間かつ年間360時間までとされ、特別条項でも上回ることでできない罰則付き時間外労働時間の上限が設定されましたが、建設業においても5年の猶予期間を経て令和6年4月から上記の時間外労働の上限規制が適用されることとなっており、建設業の働き方改革は喫緊の課題です。

今般、これらの課題に対応し、建設業の働き方改革を進め、将来の担い手を確保するため、以下のとおり法改正が行われました。

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）は、令和元年6月5日に成立、同月12日に公布され、一部の規定を除き公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。（※技術検定制度の見直し（建設業法第二十七条関係）のみ公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。）

また、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十五号）は、令和元年6月7日に成立、同月14日に公布され、同日施行されました。

これらの改正法の内容及び留意事項について、下記のとおり通知致しますので、改正法の趣旨を十分にご理解の上、改正法の適切な運用に特段のご協力をいただくよう

お願いします。貴団体におかれましては、本通知の内容について、貴団体傘下の建設業者に対し指導を徹底されますようお願い致します。

記

一 建設業法の一部改正関係

(1) 建設業許可基準の見直し（第7条関係）

許可基準について、法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が、許可を受けようとする建設業に関し五年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者であることなどとする要件を見直し、建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であることとされた。

省令で定める事項については、詳細が決定し次第追って通知するが、国土交通省令で定める基準に適合する者として、現行の要件を満たす場合の他、建設業における相応の管理職経験や建設業以外の役員経験などを考慮し、その者に加えて適切な補助者を置く場合など、会社全体の体制を評価することを検討している。また、新たな要件として適切な社会保険に加入していることを規定する予定である。

(2) 許可を受けた地位の承継（第17条の2及び第17条の3関係）

建設業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割について事前に国土交通大臣又は都道府県知事（以下「国土交通大臣等」という。）の認可を受けた場合には建設業法の規定による建設業者としての地位を承継することとされた。なお、承継元と承継先がともに建設業者である場合において、同一の建設業に関し一方が特定建設業、一方が一般建設業であるときは、本制度の対象とはしないこととされている。

また、認可する行政庁の整理については以下のとおり。

- ・承継元が国土交通大臣の許可を受けているときは、国土交通大臣
 - ・承継元が都道府県知事の許可を受けているときは、当該都道府県知事
- ただし、次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。
- ・譲受人が国土交通大臣の許可を受けているとき。
 - ・譲受人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき。

さらに、本規定の整備にあたり以下の事項が併せて規定されている。

- ・認可に際して、許可の際に付与された条件の取消、変更又は新たな条件の付与ができる。
- ・許可の有効期間については、承継する許可及び承継先がすでに持っている許

可の残存期間に関わらず、これらの許可の有効期間は承継の日の翌日から起算する。

また、相続について、建設業者が死亡した場合に死亡後30日以内に国土交通大臣等に申請を行い、認可を受けたときは建設業の許可を承継することとした。譲渡及び譲受け並びに合併及び分割の規定については相続について準用される。

(3) 請負契約における書面の記載事項の追加（第19条関係）

受発注者双方の共通ルールとしてその遵守を促し、働き方改革を促進するため、建設工事の請負契約の当事者が請負契約の締結に際して工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容を書面に記載しなければならないこととされた。

(4) 著しく短い工期の禁止（第19条の5、第19条の6関係）

注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこととされた。

また、建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者がこの規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣等は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができること、国土交通大臣等は、この勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができることとされた。

この規定を担保するため、国土交通大臣等は、勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができることとされた。

なお、政令で定める事項については、詳細が決定し次第追って通知する。

(5) 建設工事の見積り等（第20条関係）

建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならないこととされた。

(6) 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供（第20条の2関係）

建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならないこととされた。

省令で定める事項については、詳細が決定し次第追って通知するが、地下水位、地下埋設物などの地中の状況に関する事項、近隣対応、騒音振動など周辺環境に関する事項などを規定することを検討している。

(7) 下請代金の支払方法（第24条の3関係）

元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならないこととされた。

なお、現金の範囲については、銀行振込等、現金と同様に扱われているものについても含まれるものとする。

(8) 不利益取扱いの禁止（第24条の5関係）

元請負人は、当該元請負人について第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四又は第二十四条の六第三項若しくは第四項の規定に違反する行為があるとして下請負人が国土交通大臣等、公正取引委員会又は中小企業庁長官にその事実を通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないこととされた。

(9) 建設工事従事者の知識及び技術又は技能の向上（第25条の27関係）

建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならないこととされた。

(10) 監理技術者の専任義務の緩和（第26条関係）

専任が求められる監理技術者について、監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、専任でなくともよいこととされた。

ただし、この規定は、工事現場の数が、同一の監理技術者がその行うべき各工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を行ったとしてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しないこととされた。

政令で定める事項については、詳細が決定し次第追って通知するが、第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者としては、今回創設する一級の技士補などを規定することを検討している。

(11) 主任技術者の配置義務の合理化（第26条の3関係）

特定専門工事(※)の元請負人及び下請負人(建設業者である下請負人に限る。)は、その合意により、当該元請負人が当該特定専門工事につき第二十六条第一項の規定により置かなければならない主任技術者が、その行うべき第二十六条の四

第一項に規定する職務と併せて、当該下請負人がその下請負に係る建設工事につき第二十六条第一項の規定により置かなければならないこととされる主任技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を行うことができることとされた。この場合において、当該下請負人は、第二十六条第一項の規定にかかわらず、その下請負に係る建設工事につき主任技術者を置くことを要しないこととされた。

(※)「特定専門工事」とは、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして政令で定めるものであつて、当該建設工事の元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額。)が政令で定める金額未満となるものをいう。ただし、元請負人が発注者から直接請け負った建設工事であつて、当該元請負人がこれを施工するために締結した下請契約の請負代金の額が第二十六条第二項に規定する金額以上となるものを除く。

また、元請負人と下請負人の合意は、書面により、当該特定専門工事の内容、当該元請負人が置く主任技術者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとされた。加えて、当該元請負人は、この合意をしようとするときは、あらかじめ、注文者の書面による承諾を得なければならないこととされた。

さらに、当該元請負人が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有し、当該工事の現場に専任でなければならないこととされた。

また、この場合において当該工事に係る下請負人は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならないこととされた。

本制度の対象となる建設工事の種類など政令又は省令で定めることとされている事項については、詳細が決定し次第追って通知する。

(1 2) 技術検定制度の見直し(第27条関係)

技術検定を第一次検定及び第二次検定に再編し、それぞれの検定の合格者は政令で定める称号を称することができることとされた。

政令で定めることとされている称号については、詳細が決定し次第追って通知するが、第一次検定の合格者は、級及び種目の名称を冠する技士補、第二次検定の合格者は級及び種目の名称を冠する技士とすることを検討している。

(1 3) 建設業者団体の責務(第27条の40関係)

建設業者団体は、災害が発生した場合において、当該災害を受けた地域における公共施設その他の施設の復旧工事の円滑かつ迅速な実施が図られるよう、当該復旧工事を施工する建設業者と地方公共団体その他の関係機関との連絡調整、当該復旧工事に使用する資材及び建設機械の調達に関する調整その他の必要な措置

を講ずるよう努めなければならないこととされた。

(14) 工期に関する基準の作成 (第34条関係)

中央建設業審議会は、建設工事の工期に関する基準を作成し、その実施を勧告することができることとされた。

(15) 標識の掲示義務の緩和 (第40条関係)

建設業者が工事現場に標識を掲げる義務について、発注者から直接請け負った工事のみを対象とすることとし、下請の建設業者については掲示を要しないこととされた。

今後、適切な情報提供を担保するため、現場に掲げる許可証、施工体系図等の記載事項の見直しを検討しており、詳細が決定し次第追って通知する。

(16) 建設資材製造業者等に対する勧告及び命令等 (第41条の2関係)

国土交通大臣等は、その許可を受けた建設業者が第二十八条第一項第一号若しくは第三号に該当することにより当該建設業者に対して指示をする場合又は当該都道府県知事の管轄する区域内で建設工事を施工している第三条第一項の許可を受けずに建設業を営む者が第二十八条第二項第一号に該当することにより当該建設業を営む者に対して指示をする場合において、当該指示に係る違反行為が建設資材（建設工事に使用された資材をいう。）に起因するものであると認められ、かつ、当該建設業者又は建設業を営む者に対する指示のみによっては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該建設業者又は建設業を営む者に当該建設資材を引き渡した建設資材製造業者等（建設資材の製造、加工又は輸入を業として行う者をいう。）に対しても、当該違反行為の再発の防止を図るため適当な措置をとるべきことを勧告することができることとされた。

また、国土交通大臣等は、この規定による勧告を受けた建設資材製造業者等がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができることとされた。

さらに、国土交通大臣等は、この規定による勧告を受けた建設資材製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらない場合において、勧告を受けた建設資材と同一又は類似の建設資材が使用されることにより建設工事の適正な施工の確保が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該建設資材製造業者等に対して、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとされた。

この制度の実効性を担保するため、国土交通大臣等は、この規定の施行に必要な限度において、その許可を受けた建設業者（都道府県知事にあつては、その許可を受けた建設業者又は当該都道府県の区域内で建設業を営む者）に建設資材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事務所、工場、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を

検査させることができることとされた。

二 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正関係

(1) 受注者の違反行為に関する事実の通知（第11条関係）

各省各庁の長等は、公共工事の受注者である建設業者が著しく短い期間を工期とする下請契約を締結していると疑うに足りる事実があるときは、国土交通大臣等に対し、その事実を通知しなければならないこととされた。

(2) 適正化指針の記載事項の追加（第17条関係）

公共工事の施工に必要な工期の確保及び地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るための方策に関する事項を、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の記載事項として追加することとされた。

三 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律関係

本改正法は、災害時の緊急対応の充実強化や働き方改革への対応、生産性向上への取組、調査・設計の品質確保等により、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号。以下「品確法」という。）を改正するものであり、その内容は別添のとおりである。

なお、本改正法の運用上の留意事項等については、改正後の品確法第九条の規定により定められる基本方針及び同法第二十二條の規定により定められる発注関係事務の運用に関する指針（以下「運用指針」という。）において定めることを予定している。これらの内容については、その策定後改めて通知する。

運用指針は、国が、地方公共団体や事業者等の意見を聴いて定めることとされており、発注者共通のルールとなるものである。今後、運用指針の策定に当たっては、ご協力いただきたい。

以上

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案について

1. 法律の概要

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）附則第1条本文においては、改正法は「公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中建設業法第二十七条、第二十七条の二第一項及び第二十七条の十六第一項の改正規定並びに附則第三条及び第八条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」こととされている。

※ 改正法は、令和元年6月12日に公布済み

2. 政令の内容

<一年六月以内に施行することとされている部分>

改正法の施行期日は、令和2年10月1日とする。

ただし、以下の規定については令和元年9月1日から施行。

○建設業法

- ・ 施工技術の確保に関する建設業者等の責務の追加（第二十五条の二十七）
- ・ 建設業者団体等の責務（災害協定等の締結）の追加（第二十七条の三十九）
- ・ 中央建設業審議会による工期に関する基準の作成（第三十四条）

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に定める事項の追加（第十七条）

<二年以内に施行することとされている部分>

改正法のうち附則第一条ただし書により二年以内に施行することとされている部分については、令和3年4月1日から施行する。

3. スケジュール

閣議決定日：令和元年8月27日（火）

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の公布・施行について（通知）

第 198 回国会（常会）において、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）（以下「改正法」という。）が、令和元年 6 月 5 日に成立、同月 12 日に公布され、一部の規定を除き公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされました。（※技術検定制度の見直し（建設業法第二十七条等関係）のみ公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。）今般、改正法の施行期日を定める「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が閣議決定され、改正法は以下のとおり施行されることとなりましたので、改正法の適切な運用に特段のご協力をいただくようお願いいたします。

記

（1）施行期日について

<一年六月以内に施行することとされている部分>

改正法の施行期日は、令和 2 年 10 月 1 日とする。

ただし、以下の規定についての施行期日は、令和元年 9 月 1 日とする。

○建設業法

- ・施工技術の確保に関する建設業者等の責務の追加（同法第二十五条の二十七）
- ・建設業者団体等の責務（災害協定等の締結）の追加（同法第二十七条の四十）
- ・中央建設業審議会による工期に関する基準の作成（同法第三十四条）

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「入契法」という。)

- ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(以下「適正化指針」という。)に定める事項(必要な工期の確保及び施工の時期の平準化)の追加(同法第十七条)

<二年以内に施行することとされている部分>

改正法のうち附則第一条ただし書により二年以内に施行することとされている部分(技術検定制度の見直し)の施行期日は、令和3年4月1日とする。

(2) 施工技術の確保に関する建設業者等の責務について

施工技術の確保に関する建設工事従事者の責務規定については、9月1日から施行されることとされた。

改正法においては、「建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならない。」と規定されており、その具体的な例として以下のような取組が想定されるので、これを参考として、適正な施工を図るために必要な知識及び技術又は技能の向上に努められたい。

- ・技能者、技術者に対する講習・研修への参加
- ・技術検定の受検(技術者)
- ・登録基幹技能者資格の取得(技能者)
- ・建設キャリアアップシステムの登録・利用など、技能者の能力評価の活用(技能者)
- ・Webで公開している建設職人の技能を映像で学べる研修プログラム『建設技能トレーニングプログラム(略称:建トレ)』の活用(技能者)

等

(3) 建設業者団体等の責務(災害協定等の締結)について

災害発生時の建設業者団体の責務規定については、9月1日から施行されることとされた。

改正法においては、「建設業者団体は、災害が発生した場合において、当該災害を受けた地域における公共施設その他の施設の復旧工事の円滑かつ迅速な実施が図られるよう、当該復旧工事を施工する建設業者と地方公共団体その他の関係機関との連絡調整、当該復旧工事に使用する資材及び建設機械の調達に関する調整その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されており、その具体的な例として以下のような措置が想定されるので、これらを参考として、復旧工事の円滑かつ迅速な実施が図られるよう、災害協定の締結その他の必要な措置を講ずるよう努められたい。

<災害への備え>

- ・災害協定書の締結

- ・災害時の連絡体制の確保
- ・災害時における建設資機材等の確保、運搬及び人員の確保の方法について定め公共施設の管理者等に報告

等

<災害時の対応>

- ・復旧対応可能な会員（建設業者）の情報収集
- ・公共施設の管理者等への対応可能な建設業者の報告

等

(4) 適正化指針に定める事項（必要な工期の確保及び施工の時期の平準化）の追加について

入契法の適正化指針に定める事項の追加については、9月1日から施行されることとされた。

改正法においては、適正化指針に「公共工事の施工に必要な工期の確保及び地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るための方策に関すること」を盛り込むことが規定されており、今後、適正化指針の改正がされる予定である。

公共工事の施工に必要な工期の確保を図るためには、工期の設定に当たって、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、以下に掲げる事項等を適切に考慮することが必要であるので留意されたい。

- ・公共工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）
- ・建設業者が施工に先立って行う、労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の準備期間
- ・降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

また地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るためには計画的な発注や他の発注者との連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表を行うとともに、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についても繰越明許費や債務負担行為の活用により翌年度にわたる工期設定を行うこと等が重要であるので、今後の予算編成において必要な債務負担行為の限度額を設定するなど具体的な取組を進められたい。

なお、入契法において、

- ・各省各庁の長等は、適正化指針に従って必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと（同法第十八条）
- ・国土交通大臣等は、各省各庁の長等に対し、適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができ、当該報告をとりまとめ、その概要を公表すること（同法第十九条）
- ・国土交通大臣等は、各省各庁の長等に対し、適正化指針に照らして特に必要が

あると認められる措置を講ずべきことを要請することができること（同法第二十条）

とされている点に留意し、今後の適正化指針の改正を踏まえ、早期にかつ積極的に施工の時期の平準化の取組等を進めていただくようお願いする。

（参考）

○建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中建設業法第二十七条、第二十七条の二第一項及び第二十七条の十六第一項の改正規定並びに附則第三条及び第八条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令案について (令和2年10月1日施行予定)(概要)

令和2年5月
国土交通省
土地・建設産業局

1. 背景

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第30号)及び建設業法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第〇号)の施行に伴い、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)及び施工技術検定規則(昭和35年建設省令第17号)について、所要の改正を行う必要がある。

2. 建設業法施行規則における改正の概要

(1) 経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準及び提出書類について(第3条及び第7条(法第7条)関係)

経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準は①及び②の要件を満たすものとする。

① 適切な経営能力を有すること

適正な経営能力を有するものとして、下記の(イ)又は(ロ)のいずれかの体制を有するものであること。

(イ) 常勤役員等のうち一人が下記の(a1)、(a2)又は(a3)のいずれかに該当する者であること。

※常勤役員等：法人の場合は常勤の役員、個人の場合はその者又は支配人をいう。以下同じ。

(a1) 建設業に関し5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者

(a2) 建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として5年以上経營業務を管理した経験を有する者

(a3) 建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として6年以上経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者

(ロ) 常勤役員等のうち一人が下記の(b1)又は(b2)のいずれかに該当する者であって、かつ、当該常勤役員等を直接に補佐する者として、下記の(c1)、(c2)及び(c3)に該当する者をそれぞれ置くものであること。

(b1) 建設業の財務管理、労務管理又は業務運営のいずれかの業務に関し、建設業の役員等の経験二年以上を含む五年以上の建設業の役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位における経験を有する者

(b2) 建設業の財務管理、労務管理又は業務運営のいずれかの業務に関し、建設業の役員等の経験二年以上を含む五年以上の役員等の経験を有する者

- (c1) 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の財務管理の経験を有する者
 - (c2) 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の労務管理の経験を有する者
 - (c3) 許可申請等を行う建設業者等において5年以上の運營業務の経験を有する者
- ※ (c1) (c2) (c3) は一人が複数の経験を兼ねることが可能

② 適切な社会保険に加入していること

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関し、全ての適用事業所又は適用事業について、適用事業所又は適用事業であることの届出を行った者であること。

※ ①及び②の要件を満たしていることを示す書類として、①に関し、使用人の証明書や会社の組織図等、②に関し、届出の内容を記載した書面や届出を行ったことを示す書類の提出を求めることとする。

※ ①及び②の要件に関し、変更が生じた場合は、一部を除き、変更から二週間以内にその内容について届出をしなければならないこととする。

(2) 事業承継に係る認可の手続について（新設（法第17条の2）関係）

① 認可の申請については、法律に定める認可の区分に応じ、関係者の連名で申請書を提出することとし、許可の場合に準じた書類及びそれぞれ以下の書類を添付させることとする。

（譲渡及び譲受け）

- ・ 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し
- ・ 譲渡人又は譲受人が法人である場合には、譲渡又は譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類

（合併）

- ・ 合併の方法及び条件が記載された書類
- ・ 合併契約書の写し及び合併比率説明書
- ・ 合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類

（分割）

- ・ 分割の方法及び条件が記載された書類
- ・ 分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書
- ・ 分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思決定を証する書類

② 認可申請書の提出先が国土交通大臣となる場合において、都道府県知事の許可を受けている認可申請者は、認可の申請を行った旨を当該都道府県知事に届出をすることとする。

③ ②の場合は、国土交通大臣は、当該都道府県知事に対して、当該都道府県知事の許可を受けた建設業者に係る書類の提出その他必要な協力を求めることができることとする。

④ 国土交通大臣又は都道府県知事は、上記のほか、必要と認められる書類を認可申請者に

提出させることができることとする。

- ⑤ 建設業者としての地位を承継する者が建設業者である場合など、一定の場合に、提出書類の一部を省略することができることとする。
- ⑥ 認可を受けて建設業者としての地位を承継した者は、一定の期間内に（１）②の届出を行ったことを示す書面等を提出しなければならないこととする。
- ⑦ その他所要の措置を講ずることとする。

（３） 相続に係る認可の手続について（新設（法第 17 条の 3）関係）

認可の申請については、法律に定める認可の区分に応じ、相続人が申請書を提出することとし、許可の場合に準じた書類及びそれぞれ以下の書類を添付させることとする。

- ・ 申請者と被相続人との続柄を証する書類
- ・ 申請者以外に相続人がある場合にあっては、当該建設業を申請者が継続して営むことに対する当該申請者以外の相続人の同意書
- ・ 相続した者が建設業者として適正な者であることを担保する書類等、その他の添付書類、書類の免除や相続後に提出を求める書面の規定については、承継と同様とする。

※手続きに関して、（２）と同様の規定を設けることとする。

（４） 建設工事の請負契約締結に係る情報通信の技術を利用する方法について（第 13 条の 2 第 2 項関係）

電子情報処理組織を利用する場合の技術的な基準の要件について、当該契約の相手方が本人であることを確認するための措置を講じていることを追加する。

（５） 工期等に影響を及ぼす事象について（新設関係）

法新第 20 条の 2 の国土交通省令で定める事象は、以下に掲げる事象とする。

- ・ 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- ・ 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

（６） 施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項について（第 14 条の 2、第 14 条の 4 関係）

施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項について、以下の事項を追加する。

- ① 監理技術者を補佐する者について、氏名及び保有資格を記載することとする。
- ② 当該建設工事の従事者に関する事項を追加する。具体的には、当該建設工事に従事する者に関する記載事項は以下のとおりとする。
 - ・ 氏名、生年月日及び年齢
 - ・ 職種
 - ・ 社会保険の加入状況
 - ・ 中退共又は建退共への加入の有無
 - ・ 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容

- ・ 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（※工事に従事する者が希望しない場合は記載を要しない。）

また、①の者を置くときは、その者が監理技術者補佐資格を有すること及び恒常的に雇用されていることを示す書類を施工体制台帳に添付することとする。

※ ①の記載については作成建設業者に限る。

(7) 施工体制台帳の電子的な取扱について（第 14 条の 2、第 14 条の 4 関係）

- ① 施工体制台帳の添付書類のうち、契約書及び下請契約書の写しについては、書面により契約を締結した場合であっても、電子的措置による添付に代えることを認めることとする。

※ 再下請通知書に係る下請契約書についても同様

- ② また、下記の書類について、電子的措置による添付に代えることを認めることとする。
- ・ 監理技術者及び主任技術者がその資格を有することを示す書面及び恒常的な雇用関係を示す書面
 - ・ 監理技術者を補佐する者又は専門技術者を配置する場合は、その者が主任技術者資格を有することを示す書面及び恒常的な雇用関係を示す書面
- について、電子的措置による添付を認めることとする。

(8) 施工体系図の記載事項について（第 14 条の 6 関係）

施工体系図の記載事項としてそれぞれの下請の業者に関する以下の事項を追加する。

- ・ 代表者の氏名
- ・ 特定専門工事の該当の有無
- ・ 当該下請負人が受けた建設業の許可の番号
- ・ 受けた許可の一般建設業及び特定建設業の別

(9) 特定専門工事を利用する場合の元下間の合意内容について（新設（法第 26 条の 3）関係）

法第 26 条の 3 の規定により、上位下請の主任技術者が下位下請の主任技術者が行うべき工事の施工管理を自身の本来行うべき施工管理と併せて行う場合に、上位下請と下位下請が合意すべき事項は、以下のとおりとする。

- ・ 特定専門工事の内容
- ・ 特定専門工事の下請契約の請負代金額の額
- ・ 他に特定専門工事に該当する下請契約があるときは、それらの請負代金の額の総額
- ・ 元請負人（上位下請）が置く主任技術者の氏名及び有する資格

なお、法第 26 条の 3 第 6 項第 1 号の基準を満たしていることを証する書面及び主任技術者を専任で設置する旨の元請負人の誓約書の添付を求めることとする。

(10) 特定専門工事の注文者の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法について（新設（法第 26 条の 3 第 5 項、令第 31 条第 1 項）関係）

法第 26 条の 3 第 5 項の方法は、一定の要件を満たす電子情報処理組織を使用する方法又は磁気ディスクを使用する方法とすることとする。また、令第 31 条第 1 項の規定により示すべき事項は、注文者が使用する方法及びファイルへの記録の方式とすることとする。

(11) 監理技術者講習の有効期間の起算点の見直しについて（第 17 条の 14 関係）

工事現場に専任しなければならない監理技術者は、選任の期間中のいずれの日においても、その日の前 5 年以内に行われた監理技術者講習を受講していなければならないこととされているところ、監理技術者講習の有効期間の起算点を見直し、講習を受けた日の属する年の翌年の 1 月 1 日から 5 年以内に監理技術者講習を受講していなければならないこととする。

(12) 経営事項審査の審査項目に必要な知識及び技術又は技能の向上に取り組む技術者及び技能者を追加することについて（第 18 条の 3 関係）

経営事項審査の評価項目として、建設業者による技術者及び技能者の知識及び技術又は技能の向上の取組の状況を追加する。

(13) 経営事項審査の審査項目のうち「建設業の経理に関する状況」の見直し（第 18 条の 3 関係）

「建設業の経理に関する状況」の、評価項目を見直し、下記の者による建設業の経理が適正に行われたことの確認の有無を評価することとする。

- ・ 公認会計士又は税理士のうち国土交通大臣が定める講習を受講した者
- ・ 登録経理試験に 5 年以内に合格した者及び登録経理試験に合格し、5 年以内に登録経理講習を受講した者
- ・ 上記と同等以上の建設業の経理に関する業務を遂行する能力を有すると認められるもの
また、建設業の経理に関する業務を遂行する能力を有するものと認められる者の数の評価対象についても、対象を上記に該当する者とする。

(14) 登録経理講習実施機関の創設について（新設関係）

(12) に関連し、登録経理講習を実施する機関に関する登録制度の規定を整備する。

- ・ 登録は登録経理講習事務を行おうとする者の申請により行うこととする。
- ・ 次の登録の要件のすべてに適合しているときは、国土交通大臣はその登録を行わなければならないこととする。
 - ・ 建設業の原価計算、財務諸表、財務分析（1 級に限る。）に関する科目について講習が行われるものであること。
 - ・ 登録経理講習の種目に関する科目を担当する教授等を 2 名以上含む、5 名以上の者によって構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判断が行われるものであること。
- ・ 登録経理講習機関は、次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならないこととする。

らないこととする。

- ・講習は、講義及び試験により行うものであること。
- ・受講者の本人性を確認すること。
- ・講義及び試験は、建設業の原価計算、財務諸表、財務分析（1級に限る。）に関する科目について、講義を合計6時間以上、試験を1時間以上行うこと。
- ・修了者に対して、登録経理講習修了証を交付すること。等
- ・その他登録経理講習機関の登録、講習の実施に必要な規定を設けることとする。

(15) 建設業者団体の取組に関する規定について（第23条関係）

建設業者団体が行っている取組の内容について国土交通大臣に届け出ることができる事項として、以下を追加する。

- ・建設工事に従事する者の処遇改善及び生産性の向上に関する取組を支援する事業を実施している場合
- ・災害が発生した場合における当該災害を受けた地域における公共施設その他の施設の復旧工事の円滑かつ迅速な実施を図るために必要な措置を講じている場合

(16) 標識の記載事項の見直しについて（別記様式第29号関係）

工事現場に掲げる標識について、監理技術者等が非専任となる場合のうち、監理技術者補佐を配置する場合は、その旨が明確になるよう、様式の記載要領部分を改正する。

(17) 帳簿の添付資料の電子化について（第26条関係）

法第40条の3の規定により、保存する必要がある帳簿本体及び営業に関する図書に添付すべき書類について、書面による契約の場合であっても当該契約書の写しを電子的な方法により保存することを認めることとするとともに、現行で電子的な保存が認められていない以下の2つについても電子的な措置による保存を認めることとする。

- ①特定建設業者が注文者となった下請契約に係る、支払った額及び支払った年月日及び支払い手段を証する書面又はその写し
- ②施工体制台帳の以下に関する事項を記載した部分
 - ・監理技術者等の氏名及びその有する資格等に関する事項
 - ・当該建設工事の下請負人の称号又は名称、許可番号
 - ・当該建設工事の下請負人の請け負った建設工事の内容及び工期
 - ・当該建設工事の下請負人の配置した主任技術者等の氏名及びその者が有する資格

(18) その他

その他必要な措置を講ずるものとする。

※施工技術検定規則等においても必要な規定の整備を行う。

(19) 経過措置について（附則関係）

① (4)(6)(8)に関する経過措置

施行日前に締結した契約にあつては、電子情報処理組織を用いて契約を行う場合の技術的基準並びに施工体制台帳、再下請通知書及び施工体系図の記載事項については、なお従前の例によることとする。

② 経営事項審査に関する経過措置

経営事項審査の客観的事項に関する規定は、令和3年度において行われる経営事項審査から適用するものとし、令和2年度において行われる経営事項審査については、なお従前の例によることとする。

③ 登録経理講習実施機関に関する経過措置

登録経理講習実施機関の登録の申請は、施行日前においても行うことができることとし、この場合において、登録は、令和2年10月1日から効力を生ずることとする。

3. 今後の予定

公布：令和2年6月（予定）

施行：令和2年10月1日

建設業法等の改正に伴う関係告示の改正等について（概要）

令和 2 年 6 月
国土交通省
土地・建設産業局

1. 背景

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号、以下「法」という。）、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号、以下「政令」という。）、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号、以下「規則」という。）及び施工技術検定規則（昭和 35 年建設省令第 17 号）の改正に伴い、関係告示について、所要の改正等を行う必要がある。

2. 改正の概要

I. 監理技術者を補佐する者関係（政令新第 28 条関係）

政令新第 28 条第 1 号の「監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者」を定める告示を新設する。

具体的には、以下のいずれかに該当する者とする。

- ・一級の第一次検定に合格した者（①）

：一級の技士が監理技術者となることができる建設工事の区分に対応する。

（例）一級土木施工管理技士補は、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事、塗装工事及び水道施設工事において、監理技術者を補佐する者として認められる。

※政令新第 28 条の規定により、監理技術者を補佐する者となることができる者は、一級の第一次検定に合格した者であることに加え、法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者であることが求められる。

- ・法第 15 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者（②）

II. 技術検定関係

(1) 技術検定の種別を定める告示について（政令新 34 条関係）

①「建設機械施工について種別を定める等の件」（昭和 48 年建設省告示第 860 号）について
法改正により、技術検定が第一次検定及び第二次検定によって実施されること、並びに政令改正により、「建設機械施工」が「建設機械施工管理」に改められたことに伴い、文言の整理等を行う。

②「土木施工管理について種別を定める等の件」（昭和 59 年建設省告示第 1254 号）及び「建築施工管理について種別を定める等の件」（昭和 58 年建設省告示第 1508 号）について
法改正により、技術検定が第一次検定及び第二次検定によって実施されることに伴い、文言の整理等を行う。

(2) 技術検定の受検資格を定める告示について（政令新第 36 条、第 37 条関係）

①一級の第一次検定の受検資格について

一級の第一次検定の受検資格を有する者として以下の者を規定する。

- ・現行の告示（「建設業法施行令第 27 条の 5 第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件」（昭和 37 年建設省告示第 2755 号））で一級の技術検定の受検資格を有する者として規定されるもの（第二十七号から第三十二号までに規定するものを除く。）

②一級の第二次検定の受検資格について

一級の第二次検定の受検資格を有する者として以下の者を規定する。

- ・現行の告示（「建設業法施行令第 27 条の 5 第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件」（昭和 37 年建設省告示第 2755 号））で一級の技術検定の受検資格を有する者として規定されるもののうち、第二十七号から第三十二号までに規定するもの

※政令改正により、受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した者は、一級の第二次検定を受検する際に、その種目に関する指導監督的実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を求められることとなったことを踏まえ、二級の技術検定に合格した後上記の実務経験に相当する実務経験を有する者については、一級の第二次検定の受検資格を有する者として規定することとする。

- ・「建設業法施行令第 27 条の 7 の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件」（昭和 45 年建設省告示第 758 号）に規定するもののうち、技術検定の学科試験の全部を免除の範囲とされるもの

③二級の建設機械施工管理の第二次検定の受検資格について

二級の建設機械施工管理の第二次検定の受検資格を有する者として以下の者を規定する。

- ・現行の告示（「建設業法施行令第 27 条の 5 第 2 項第 1 号ロ(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件」（平成 27 年国土交通省告示第 1196 号））で二級の建設機械施工の実地試験の受検資格を有するものと規定されているもの
- ・「建設業法施行令第 27 条の 7 の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件」（昭和 45 年建設省告示第 758 号）に規定するもののうち、建設機械施工技術検定の学科試験の全部を免除の範囲とされるもの

④二級の第二次検定（建設機械施工管理以外の種目）の受検資格について

二級の第二次検定（建設機械施工管理以外の種目）の受検資格を有する者として以下の者を規定する。

- ・現行の告示（「建設業法施行令第 27 条の 5 第 2 項第 2 号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件」（平成 27 年国土交通省告示第 1197 号））で二級の実地試験（建設機械施工以外の種目）の受検資格を有するものと規定されているもの
- ・「建設業法施行令第 27 条の 7 の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件」（昭和 45 年建設省告示第 758 号）

に規定するもののうち、技術検定（建設機械施工以外の種目）の学科試験の全部を免除の範囲とされるもの

- ・受検しようとする第二次検定と同じ種目に係るその回の第一次検定を受検し、当該第一次検定に合格することが見込まれる者

(3) 技術検定の経過措置に関する告示について

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第174号）附則第2条第3項の現行の二級の技術検定の学科試験に合格した者が、改正後の二級の技術検定の第二次検定の受検資格を有する者とみなすこととされる国土交通大臣が定める期間を定める告示を新設する。

具体的には、以下に掲げる要件のいずれか短い方の期間とする。

- ・受検しようとする二級の第二次検定と種目（建設機械施工又は土木施工管理にあつては、種目及び種別）を同じくする令和2年度までに実施された二級の技術検定の学科試験に係る合格発表の日の属する年度の初日から起算して12年以内であること。
- ・当該学科試験と種目（建設機械施工又は土木施工管理にあつては、種目及び種別）を同じくする令和2年度までに実施された二級の技術検定の実地試験又は令和3年度以降に実施される二級の第二次検定を受ける日の属する年度の初日から起算して2年以内であること。

(4) 「建設業法施行令第27条の10第1項の表に掲げる額から減じる額を定める件」（昭和63年建設省告示第1318号）について

政令改正により、建設機械施工管理の技術検定の手数料が見直されたことに伴い、二級の第二次検定で合格した科目について、一級の第二次検定で免除を受けようとする者が納める手数料に関し、減じられる額を6,400円から9,600円に改正する。

(5) その他の技術検定に関する告示について

① 技術検定の試験免除を定める下記の告示について、

- ・法改正により、技術検定が第一次検定及び第二次検定によって実施されること
- ・政令改正により、「建設機械施工」が「建設機械施工管理」に改められたことに伴い、「学科試験」を「第一次検定」に、「実地試験」を「第二次検定」に改める等の文言の整理等を行う。
- ・「建設業法施行令第27条の7の規定による二級の技術検定に合格した者について免除する一級の技術検定の実地試験」（昭和37年建設省告示第2754号）
- ・「建設業法施行令第27条の7の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件」（昭和45年建設省告示第758号）
- ・「建設業法施行令第27条の7の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件」（昭和56年建設省告示第506号）
- ・「建設業法施行令第27条の7の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件」（昭和59年建設省告示第118号）

- ・「建設業法施行令第 27 条の 7 の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件」(昭和 62 年建設省告示第 1946 号)
 - ・「建設業法施行令第 27 条の 7 の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件」(昭和 63 年建設省告示第 2093 号)
 - ・「建設業法施行令第 27 条の 7 の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件」(平成 2 年建設省告示第 1467 号)
 - ・「建設業法施行令第 27 条の 7 の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件」(平成 5 年建設省告示第 1661 号)
- ②「建設業法施行令第 27 条の 7 の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件」(平成 27 年国土交通省告示第 1199 号)について
 技術検定制度の改正により、二級の第一次検定合格(二級技士補)が永久資格となることから、廃止する。
- ③「監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件」(平成 7 年建設省告示第 1297 号)について
 政令及び規則の改正により、条ずれが生じるため、所要の改正を行う。

3. 今後の予定

公布：令和 2 年 7 月(予定)

施行：建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(令和 2 年 10 月 1 日及び令和 3 年 4 月 1 日)

| | 令和 2 年 10 月 1 日施行 | 令和 3 年 4 月 1 日施行 |
|----|-----------------------------------|---------------------|
| I | ②に係る部分 | ①に係る部分 |
| II | 令和 2 年 10 月 1 日施行の 法改正等に伴う条ずれ等 | 技術検定制度の 改正に係る部分等 |

事務連絡
令和2年5月29日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課

新型コロナウイルス感染症に係る建設業の許可等の取扱いについて

今般の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、建設業の許可の更新に必要な書類や毎事業年度終了後に提出することとされている又は経営事項審査の受審に必要な財務諸表等の作成が困難な状況等があることを鑑み、建設業の許可の更新、毎事業年度終了後における書類の提出、経営事項審査の受審に係る特例的な取扱いについて、別添のとおり、地方整備局等の担当部長及び都道府県の主管部局長あてに通知しておりますので、連絡いたします。

貴職におかれましては、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

国土建第39号
令和2年5月29日

各地方整備局等建設業担当部長 殿
各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る建設業の許可等の取扱いについて（通知）

今般の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、建設業の許可の更新に必要な書類や毎事業年度終了後に提出することとされている又は経営事項審査の受審に必要な財務諸表等の作成が困難な状況等があることを鑑み、建設業の許可の更新、毎事業年度終了後における書類の提出、経営事項審査の受審について、特例的に下記のとおり取り扱うことといたしましたので通知いたします。貴職におかれましては、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

記

1. 建設業の許可の更新の申請に係る取扱いについて

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第3条第3項の建設業の許可の更新について、当面の間、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、許可の更新の申請に必要な書類の一部が不足している場合であっても、許可の更新の申請を受領することとし、その上で、申請書類が揃った段階で審査を行うなどの柔軟な運用を行うことを認めることとする。この場合において、申請を受領する段階で、不足する書類の提出を誓約する旨の書面の提出を求めることや、一定の期間を設けた上でその期間内に追加の書類の提出が行われない場合は、建設業の許可の更新を認めないこととすることを通知しておくなどの措置を併せて講じることも可能である。

※ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者とは、新型コロナウイルス感染症に感染した者がいることやまん延防止のためにテレワークや短縮営業を行っていること、株主総会等の開催が困難であり有価証券報告書を確定できないことなど、新型コロナウイルス感染症に関するなんらかの影響を受けた者であることをいう（以下同じ。）。

2. 変更届等の提出期限について

法第11条第2項において、建設業者は、毎事業年度経過後四月以内に、前事業年度の貸借対照表や損益計算書等を提出しなければならないこととされているところであるが、金融商品取引法において有価証券報告書の提出が一定期間猶予されていることなどの状況を踏まえ、当面の間、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、法第11条第2項に規定する書類について、書類の内容を確定させる手続き（株主総会の承認など）等が終了していないものを提出することも差し支えないこととする。なお、この場合は、事後的に内容が確定したものを提出するよう指導することとし、その旨の誓約書の提出を求めることなども可能である。

3. 経営事項審査について

(1) 経営事項審査の受審の特例について

建設業法施行規則第18条の2の規定により、法第27条の23第1項の建設業者は、同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないとされているところ、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者について、令和2年5月29日から令和3年1月31日までの間に限り、平成30年10月29日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていれば足りることとされた（建設業法施行規則の一部改正）。

本改正による特例期間が終了する令和3年2月1日からは原則のとおり、1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならないこととなるため、本特例に該当する建設業者においても余裕をもって経営事項審査を受審する必要がある。

また、令和3年1月31日までの間であっても、直前の事業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査を受審することは当然可能である。

※上記の措置を行うため、建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第五十二号）が令和2年5月29日に公布され、同日から施行されたところである。【別紙1】

(2) 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例

に関する法律第3条の規定による納税猶予の適用者等に係る経営規模等評価における納税証明書の取扱いについて

国税庁次長より消費税（地方消費税を含む。）の滞納を未然に防止するために、経営事項審査において消費税納税証明書を活用するよう協力依頼があったことを受け、「経営事項審査における消費税納税証明書等の活用について（依頼）」（平成12年建設省経建発第123号）を発出し、当該証明書において未納税額がないことを確認し、また未納があることが判明した場合には、速やかに完納するよう指導するよう、依頼していたところである。

他方、今般、国税庁においては、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている事業者に対して、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）、国税通則法（昭和37年法律第66号）又は国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく猶予制度（以下単に「国税の猶予制度」という。）が活用されるよう周知を行っているところであり、別添2のとおり、国税庁管理運営課長及び徴収課長より国土交通省土地・建設産業局建設業課長あて、国税の猶予制度の適用を受けた者に対してする国税の納付指導は省略可である旨が示されたことを受け、国税の猶予制度の適用を受けた者に対しては、その猶予期限まで完納の指導を不要とすることとする。

なお、国税の猶予制度の適用がある場合は、納税証明書（その1）の備考欄に猶予中である旨とその猶予期限が付記されることから、当該付記書きをもって国税の猶予制度適用者であることを確認されたい。

以上

○国土交通省令第五十二号
 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三第一項の規定に基づき、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和二年五月二十九日
 建設業法施行規則の一部を改正する省令
 国土交通大臣 赤羽 一嘉

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>附則 1 （施行期日） この省令は、公布の日から施行する。 （新型コロナウイルス感染症に係る経営事項審査の受審の特例）</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であつて、事業年度が令和元年十月二十九日から令和二年六月三十日までの間に終了するものについての令和三年一月三十一日までの間における第十八条の二の規定の適用については、同条中「同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の一年七月前の日」とあるのは、「平成三十年十月二十九日」とする。</p> | <p>附則 この省令は、公布の日から施行する。</p> |

附則
 この省令は、公布の日から施行する。

事務連絡
令和2年5月26日

国土交通省
土地・建設産業局 建設業課長 殿

国税庁 管理運営課長
徴収課長

経営事項審査における納税証明書の取扱いについて（依頼）

税務行政につきましては、平素より特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国税庁においては、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となっている事業者に対して、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」（以下「特例猶予」という。）、国税通則法（納税の猶予）及び国税徴収法（換価の猶予）に基づく猶予制度が活用されるよう積極的な周知広報、迅速かつ柔軟な対応を行っているところです。

さて、建設業法に規定されている「経営事項審査」に際し、経営状況に関する審査等の一環として、「納税証明書（その1）」の提出を求め、当該証明書において未納税額がある場合には、速やかに完納するよう指導いただいているところですが、上記の猶予制度の適用を受けた納税者に対しては、税務署において納付指導を了していることから、改めてのご指導は省略していただいて差し支えございません。

なお、「納税の猶予許可通知書」又は「納税証明書（その1）」により、新型コロナウイルス感染症の影響等により特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けていることが確認できますので申し添えます。

（注）特例猶予に基づく猶予制度が適用できない場合も、国税通則法に基づく納税の猶予や国税徴収法に基づく換価の猶予が適用される場合がありますので、当分の間は、これらが適用された場合も上記と同様の取扱いをしていただきますようお願いいたします。

以上

【本件に関する連絡先】

所属 担当者 国税庁 徴収部 管理運営課 小林
電話： 03-3581-4161（内線3882）

○ 納税証明書（その1）

納税証明書
(その1 納税額等証明用)

住所(納税地)

氏名(名称)

| 年度及び区分 | 納付すべき税額 | | 納付済額 | 未納税額 | 法定納期限等 |
|--------|---------|----------|------|------|--------|
| | 申告額 | 更正・決定後の額 | | | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(備考)
 ○ 証明書発行日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局(国税事務所)の調査による更正等により異動を生じる場合があります。

上記未納税額●●円については、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条により読み替えて適用する国税通則法第46条第1項の規定による納税の猶予中です(猶予期限：令和●年●月●日)。

徴管(証明)第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

税務署長

財務事務官



2021年4月版
わかる！建設業法改正
<2021年4月1日発行・第4版>

発行者 行政書士佐々木秀敏事務所
宮城県仙台市青葉区中山台西2-8



©行政書士佐々木秀敏事務所